

2 野外展示

(1) 概要

野外展示の建物群は原寸大模型という形をとった展示品であり、体験学習に活用することを第一の目的として製作された。各展示品には各々モデルとなった遺構があり、その発掘調査成果に忠実に、できうる限り当時の素材・技術を活かして、その姿を再現することを基本方針とした。その意味での「復元」であり、当地にその遺構が保存されている訳ではない。なお、来館者の安全性を確保するために、現代素材及び工法も取り入れた。

展示品の種類 縄文時代から室町時代にかけて6式の展示品を製作した。遺構の選定にあたっては、福島県内の各時代の遺跡、遺構を代表するものであること、福島に特徴的にみられる遺構であること、及び当館から比較的近い遺跡で発掘されたものであること、この3点に留意した。展示品は以下の6点である。

- | | |
|----------|-----------|
| a 縄文時代の家 | b 前方後円墳 |
| c 奈良時代の家 | d 奈良時代の倉庫 |
| e 製鉄炉 | f 室町時代の館 |

設計及び復元業務 野外展示の計画は、基本構想段階より展示等検討委員会にはかり、委員のご意見をいただくなかで復元のモデルとなる遺構や、復元する際の構造形式が固まっていた。野外展示を製作するにあたっての正式名称は、「野外展示復元業務委託」であるが、平成12年度に㈱トリアド工房が受託し、設計及び製作にあたった。設計段階より宮本長二郎東北芸術工科大学教授にご監修いただいた。

a 「縄文時代の家」

ア) 復元資料

遺構：磐梯町・猪苗代町

法正尻遺跡 66号住居跡

時期：縄文時代中期末葉

規模：直径8.4m、壁高48cm

イ) 選定理由 福島県内における代表的な

縄文時代の遺跡である法正尻遺跡から選定した。なかでも遺跡の中心的な位置を占めていた可能性がある大型の竪穴住居を選んだ。また福島に最もその分布が集中する「複式炉」を展示する意図から、遺構の時期は中期末葉とした。

ウ) 復元の実際

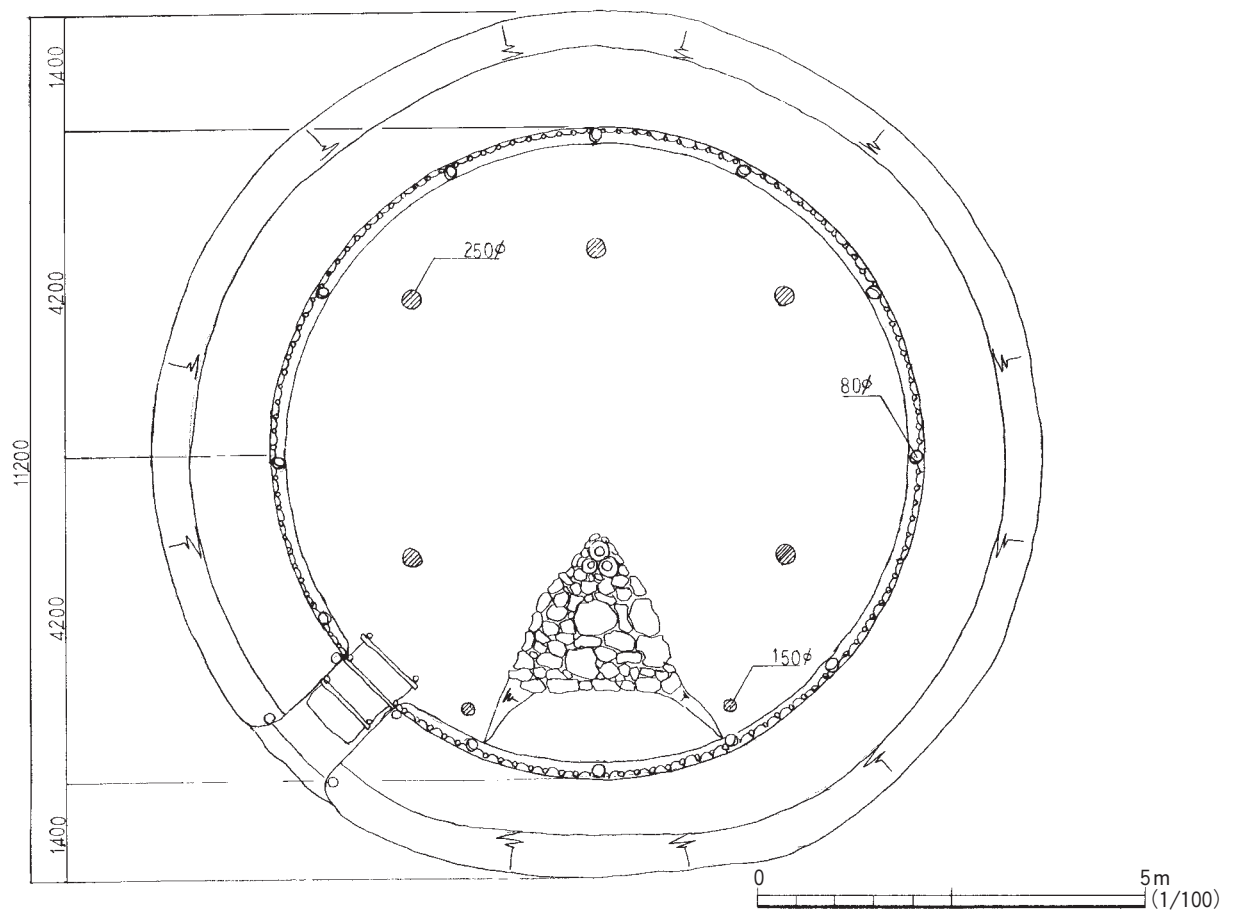
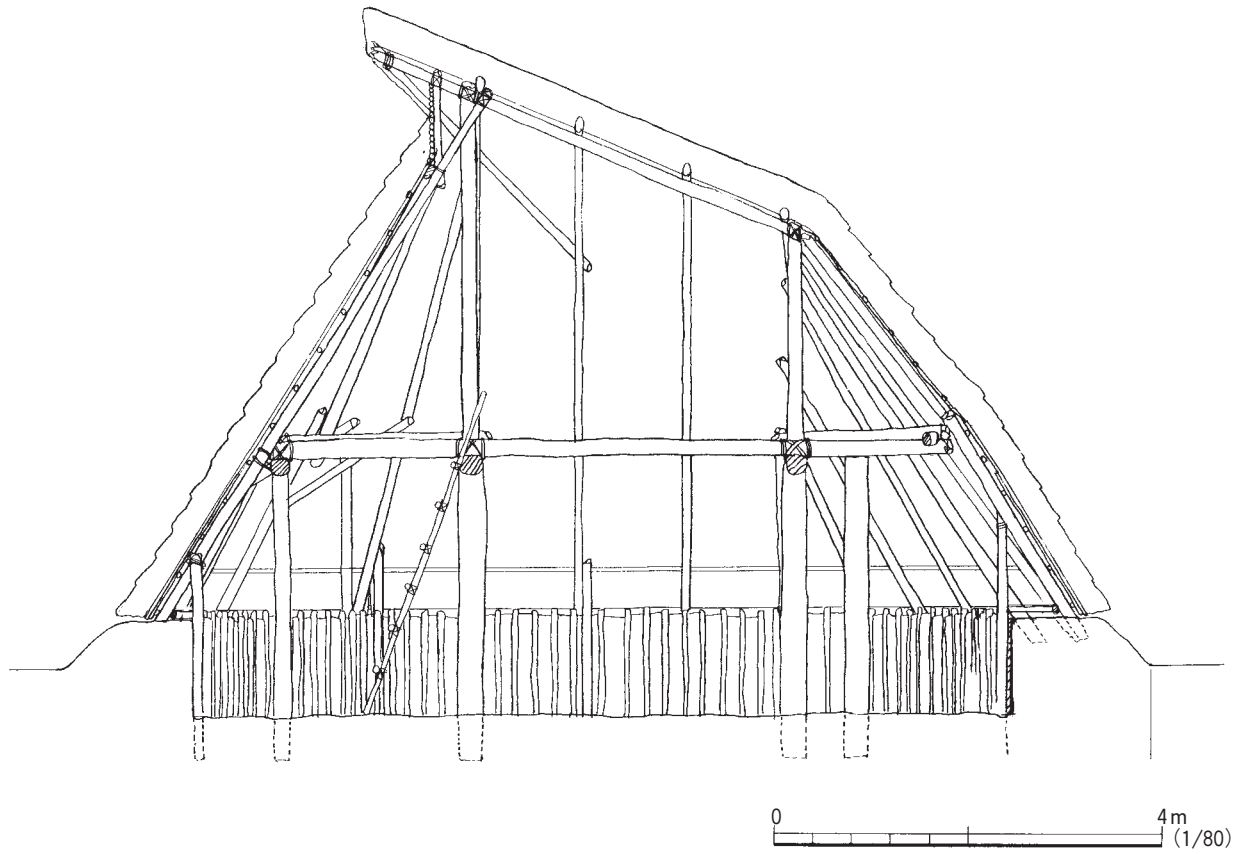
復元寸法 平面規模は遺構に沿って設計した。1m幅で設けた周堤を含めると、その直径は11.4mである。竪穴の深さは、遺構が多少削られているという所見、及び赤土を床面にしたい意図から復元資料より若干深く設定し、50cmとした。これに周堤の高さ50cmが加わり計1mの竪穴となった。柱穴の大きさは平均値をとり50～60cmに、深さは60cmに設定し、根固めのためコンクリートの路盤を入れている。建物の高さは地面から5.8m、床面からだと6.3mある。

壁の土止め 66号住居跡は壁溝が回るが、壁と周堤の崩落を防止するための土止め板があったものと解釈した。土に触れるため、腐りにくい栗の太めの枝を、半割にしたものを用いた。本宮町高木遺跡の複式炉を伴う竪穴住居では、壁の土止め材の痕跡とみられるものが確認されている。

柱、梁の組み方 梁は、7本の各主柱をつなぐ形で円形に回した他にもう2本、複式炉の真上を通るように十字に組んでいる。組み方は、富山県小矢部市桜町遺跡出土の加工木材と掘立柱建物の復元を参考にしている（伊藤2001）。主柱と梁はホゾ組みとし、梁と梁は相欠き仕口で組んでいる。

梁が高すぎると組み上げが難しく、暖をとった時の熱効率も悪いと言われる。梁の高さは縄文人が立ち上がっても頭をぶつけない1.6m程度に復元される例が多いようである。しかし今回の場合、梁の高さが1.6m程度では、梁に屋根の重さがうまく載らず、棟木に負荷がかかりすぎる。このため梁を高くする必要があった。

屋根の形 屋根の形状は、竪穴の平面形が



縄文時代の家

円形なことから方丈造り・寄棟・入母屋等、様々考えられたが、採光に有利な煙出しのある入母屋造りとした。垂木を梁に載せていくと垂木の角度に緩急がつき、垂木に載せた棟木に傾斜がついた。このため棟木の低い側、北側の煙出しをつぶして片入母屋とした。このことで冬の季節風の浸入を防ぐことができた。また煙出しは、炉のちょうど真上に位置することになった。なお、宮本先生からのご指摘により、棟にかかる重量を支えるため、中央の梁に2本の束柱を立てた。

壁のない伏屋型に復元したが、側柱を伸ばし、壁付きの竪穴住居とすべきか否かは議論があったところである。北海道八雲町栄浜1遺跡からは、壁付きの住居を思わせる石製品が出土している。結局のところ、壁際に等間隔に柱穴が巡れば壁付き、なければ伏屋型とするのが妥当との結論を得た。66号住居跡の場合、壁際に柱穴が巡るものの、その間隔にばらつきがある。

炉のある側では密に設けられているものの、その反対側ではまばらで平面形も長楕円形であり、周溝の一部のようにも見える。このため、本遺構の壁柱は、垂木の中途を固定するためのものと判断し、壁のない伏屋型とした。

屋根の葺き方 屋根の葺き方は、茅の逆葺きとした。茅の穂を下にし、穂先は切りそろえずに葺き流した。鉄製の鎌がなかった縄文時代にあっては、つぶれた茅の根元を下にするよりも、穂を下に葺いたほうが水切りが良いのではと考えられたことから、逆葺きにしたものである。通常の葺き方をした「奈良時代の家」と、経年変化を比較するねらいもある。

逆葺きは、富山県小矢部市の桜町遺跡で出土した、掘立柱建物の切妻屋根とみられる材を参考にした。この屋根材は、縄文時代晩期Ⅰ以降に発生した土石流の上面から発見されたが、放射性炭素による年代測定では、古墳時代前期頃との結果が出されたところである（伊藤2001）。

近年、岩手県一戸町御所野遺跡の調査成果に代表されるように、土葺き屋根の竪穴住居の存在が注目されている。同遺跡や富山市北代遺跡では実際に土葺きの竪穴住居が復元されている。

法正尻遺跡では復元した66号住居跡に限らず、調査された全ての竪穴住居跡で、土葺きが想定されるような焼土や炭化材は確認されていない。

アイヌのチセの場合、樹皮、草、茅、笹の葉など、身近で容易に入手できる素材で屋根を葺いている。このようなその土地に応じた多様性が縄文時代にもあったのではないか。法正尻遺跡は台地上にあり、茅の入手が容易な環境にあったと想定できることから茅葺きを採用した。

なお、「縄文時代の家」及び「奈良時代の家」の屋根は、南会津郡下郷町の玉川孔一氏に葺いていただいた。

屋根の角度は45°～60°となった。萱葺きの場合、屋根の角度が55°～60°ほどにすると、雨がうまく流れ、茅の厚さも30cm程度で済むという（平尾：1999）。

複式炉と付帯施設 複式炉は調査結果に基づいて、抜け落ちたとみられる石を補う形で復元した。前庭部の袖石は、抜き取り痕の有無について報文では言及されていないが、66号住居跡とよく似た形態の、同遺跡58号住居跡の炉を参考にして埋設した。製作に使用した石は、本宮町高木遺跡の複式炉および敷石住居に用いられていたものである。径10～50cmの石を、約150個使用した。3個の埋設土器は、出土品の計測値と文様をもとに製作した。埋めた土器は出土状況に合わせて底を抜いた。

なお、天井の高い竪穴住居の空間を有効利用する見地から、複式炉の上に火棚を、梁に丸太を渡して中二階を設けた。火棚は、燻煙の際に舞い上がる火の粉が、屋根に燃え移るのを防ぐ上で有効であった。また、住居内に復元した同時期の縄文土器や石皿、磨石、釣

り竿などを展示している。

使用材料 柱材と梁にはクリ材を用いた。クリは堅く、腐りにくいことが知られている。また食料としての栗の実、灰汁抜きに適した栗灰など、クリの多様な利用方法を展示、説明する意味からもクリを用いた。主柱の根元は、表面を焦がしてから埋設した。榎葉町馬場前遺跡の、縄文時代中期中葉に属する20号住居跡では、クリの炭化材が残る柱痕が確認されている。これは、柱の根元が腐らないように表面を炭化させたものと推測されている。(能登谷：2001)。

壁の土止めにはクリの半割材を用いた。柱材同様腐りにくいためである。屋根の垂木や木舞には、クヌギやコナラなどの広葉樹の枝を用いた。屋根の下三分の一ほどには、杉皮を下地に敷いた。これは炉の火の粉が、屋根の茅に引火するのを防ぐためである。桜町遺跡出土の屋根ではオニグルミの皮を用いているが、入手と皮むきが容易な杉皮を使用した。この杉皮の上に女竹を垂木に沿って敷き、その上に茅を葺いた。茅が風で煽られることを防ぐため、屋根には藤ツルを、粗い格子状に張り巡らせた。

太い材の結束には藤ツルを、細い材には麻紐を用いた。麻紐は、福島県業務課と南会津保健所から特に許可をいただき、玉川孔一氏が麻を栽培するところから始め、作成した。これは、原始から現代にいたる植物繊維の利用を、文化財保護の見地から記録し、展示するために行ったものである。種まきから縄を織うまでの様子は、常設展示の「ビデオBOX」で紹介されている。

b 「前方後円墳」

ア) 復元資料

遺構：東村筑内2号墳

時期：6世紀末葉

規模：全長17.3m、幅12.0m、

後円部径10.6m

イ) 選定理由

白河市にほど近い東村の遺跡であり、来館

者に親しみやすいことが理由のひとつである。また、古墳としては一般に知られている前方後円墳であること、かつ敷地内に復元可能な大きさであることから2号墳を選んだ。埋葬施設が来館者に容易に見て取れる、横穴式石室であることも選定理由である。

ウ) 復元の実際

復元寸法と外観 復元寸法は調査成果に基づいた。ただし筑内2号墳は山寄せ式のため、墳丘の山側と谷側で高さが著しく異なる。このため墳丘の高さは、谷側から墳丘頂部までの高さを採った。遺構の平面形はやや歪んでいるが、これも山寄せ式のためと後世に崩れたことによるものと判断して、左右対称の前方後円墳として設計した。

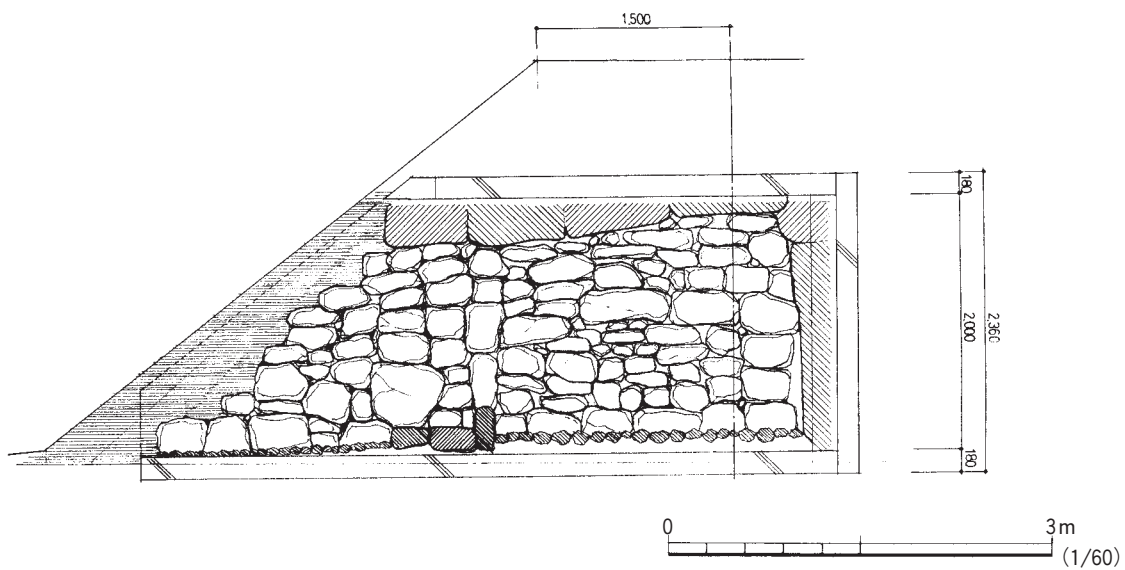
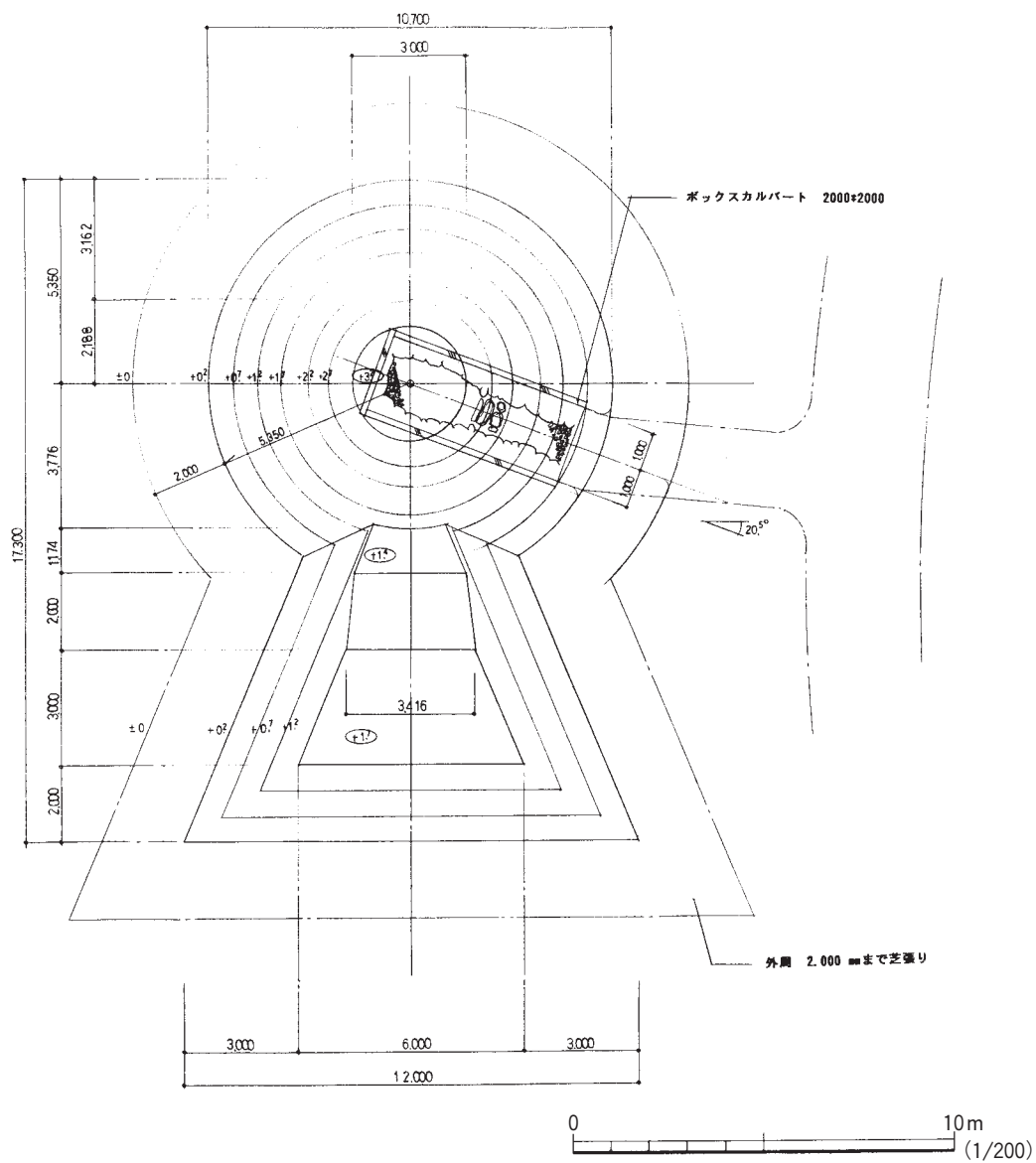
古墳の向きであるが、本来2号墳は石室の入口が南を向いている。しかし復元では園路に入口の向きを合わせる都合上から、北西向きとなってしまった。

土盛りは重機を用いたが、基礎部分は開館プレイベントとして一般の参加を得て、人手で築いた。墳丘の表面には芝を貼った。調査成果によれば葺き石もなく、土が剥き出しの状態であったと推定されるが、盛土の保護のため芝貼りとした。古墳の周囲2mにも、周溝の表現として芝を貼っている。

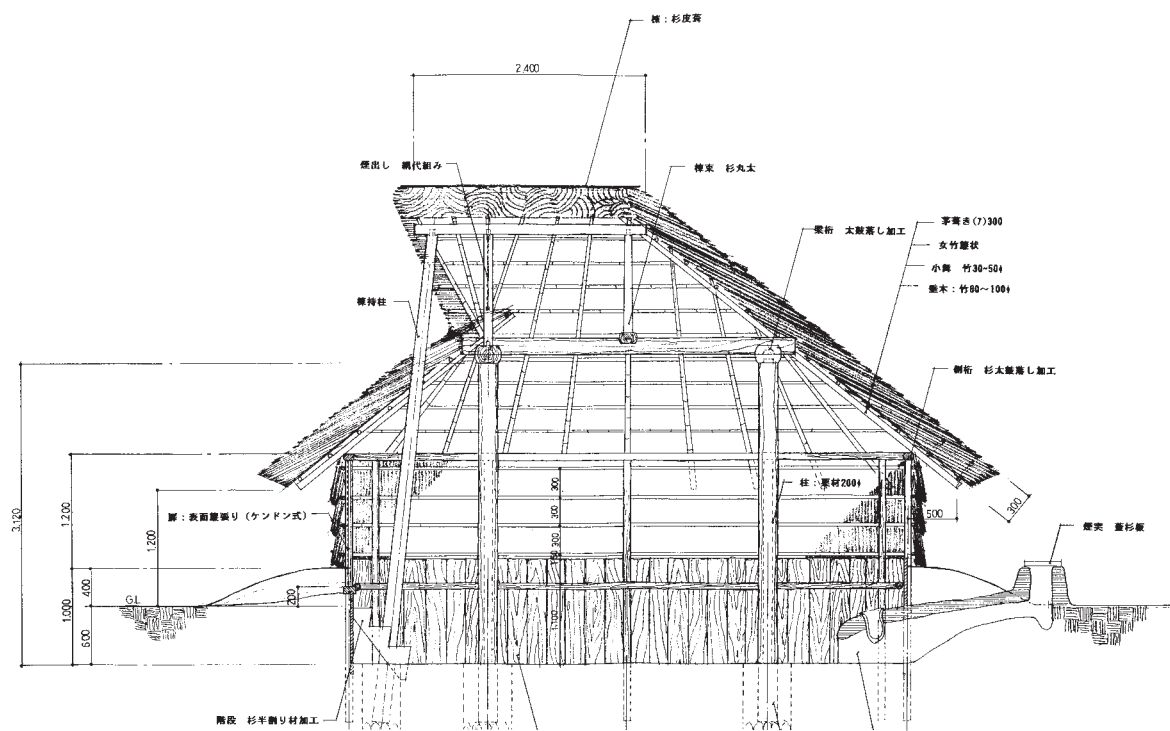
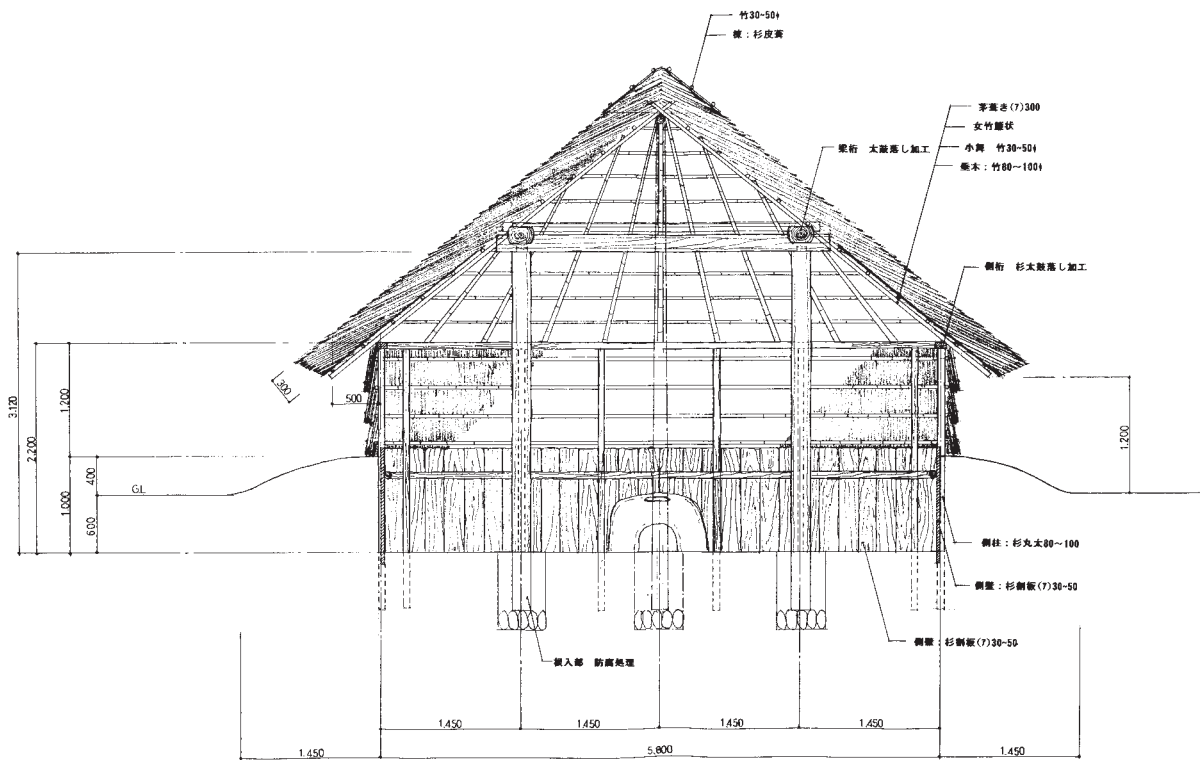
石室 石室は鉄筋コンクリートの覆いの中に、FRPで製作し、設置した。底面には遺構と同様、白河石（凝灰岩）を使用している。石室の製作にあたっては、2号墳とほぼ同寸、同形状と記録のある筑内4号墳の石室が東村に保存されていることから、これを計測し、石の質感・色彩等も参考にした。木棺を入れ、来館者が覗く都合上から、実寸よりも若干「胴張り」を強調してある。

石室内には木棺が展示されている。2号墳の石室からは銅釧や玉類などの装身具が出土している。にもかかわらず棺が出土していないため、木棺があったのではと推定した。棺の寸法や木の組み方は、平安時代の「吉事略儀」や近つ飛鳥博物館の復元木棺を参考に

2 野外展示



前方後円墳



奈良時代の家

した。

c 「奈良時代の家」

ア) 復元資料

遺構：東村谷地前C遺跡 27号住居跡

時期：8世紀中葉

規模：長さ・幅とも580cm 壁高60cm

イ) 選定理由 谷地前C遺跡は、8、9世紀にかけて営まれる規則性をもった建物配置をみせる集落跡のひとつである。同時期の他の遺跡からも、27号住居跡と非常によく似た住居跡が複数みつまっていることから、この時期の竪穴住居を代表するものとして選定した。

ウ) 復元の実際

復元寸法 竪穴の平面寸法は遺構に合わせて5.8m四方である。竪穴の周縁に築いた周堤を含めると8.7m四方になる。竪穴の深さは60cm、周堤の高さが40cmあり、両者を合わせた土壁の高さは1mになる。住居の高さは地面から4.9m、床面からでは5.9mになる。

壁の土止め 遺構は壁際に、柱穴とともに浅い溝が巡る。遺構の壁は垂直で四隅も直角に整えられていることから、板材を埋設して壁と周堤の土止めをしたものと推定した。飯館村笠石遺跡の大型住居跡の調査例では、壁柱と土止め材とみられる炭化材が確認されている。

壁付きの住居 27号住居跡は、壁際に等間隔に壁柱穴が巡る。このため壁付きの住居とした。ただし、主柱穴の柱痕が太いため、屋根の重みは主に主柱で支え、壁は風を遮ることが目的の、比較的簡便な素材で作られていたと推測した。このため屋根材同様、茅を段葺きして壁とした。茅葺きの壁の高さは1.2mである。

柱と梁 27号住居跡からは、5基の主柱穴が確認されている。そのうち壁際で検出された1基の柱穴は、柱痕が住居の内側に傾いている。このことから、棟木を支える内転びの柱として復元した。この柱穴は、入口施設に関わるものとも考えたが、柱痕が明瞭である

ため主柱穴とした。

主柱と梁はホゾ組みにしている。梁材は太鼓落としに加工し、渡肥仕口で組んでいる。

屋根の形状と葺き方 屋根の形状は、5本柱に支えられた片入母屋に復元した。壁際にある内転びの主柱と、梁に立てた束柱に棟木をのせ、内転びの主柱側に煙り出しを設けた。

屋根は茅葺きとした。茅は根元部分を下にし、端部をハサミで切りそろえた。南会津地方に現存する民家の茅葺き屋根の葺き方と同様である。鉄製品がある程度普及した奈良時代にあっては、現在の茅葺きと特に変わりはないのではないかと考えた。特に今回復元の対象になったような大型の竪穴住居からは、鍬・鋤先や鎌刃が出土する例が多く、集落のなかでも先駆けて鉄製品が所有された可能性がある。そのような鉄製品が、建築部材の整形に使用されたと考えている。

茅を逆葺きにした「縄文時代の家」の屋根と比べると明らかに水切りが良く、茅先を雨水が伝って流れていくのが見てとれる。

カマド 遺構の調査成果に基づいて、北壁の中央にカマドを築いた。この時期のカマドで甕をはめ殺しにしている出土例はあまり見られないが、支脚は普遍的に出土するため、長胴の甕が取り外しできるカマドとした。煙出し口の周囲には、雨水の浸入を防ぐため粘土を盛り上げている。煙道の長さや傾斜は調査結果に合わせたが、火を焚いた際の煙突効果はまったく得られなかった。さらに北風が吹きつけると、住居内に煙が逆流した。このため節を抜いた1mほどの竹を煙出し口に立てたところ、ある程度効果があった。

付帯施設 カマド脇には調査所見に基づき貯蔵穴を設けている。板材で蓋をし、平素はカマドを補修するための粘土を保管している。粘土は乾燥することなく、良好な状態を保っている。

遺構の床中央には、地床炉がみられる。これはこの時期の他の大型住居でもみられるものである。その用途、特にカマドとどのよう

に使い分けるかについては明らかでないが、燻煙の際は床面でも火を焚き、地床炉としてゐる。ちなみに、火をおこすことだけを考えれば、カマドよりも地床炉の方が、はるかに火がつきやすい。

貼床の大部分の面積に、割板を用いたスノコ状の床を設置した。27号住居跡では板張りの床等の痕跡はないが、遅くとも古墳時代の竪穴住居では根太の痕跡がみられるものがある。今回復元したような大型の竪穴住居にあっては、簡易な板張りの床があってもよいのではないかと考え設置した。

竪穴住居内には、遺構から出土したものをもとに復元した土師器・須恵器類や、鎌・鍬などの鉄製農工具を併せて展示している。

使用材料 柱材と梁材にはクリを用いた。福島市御山千軒遺跡では建築部材としてケヤキ、クリ、モミなどが多く使われている。いわき市大猿田遺跡では掘立柱建物や柱列の柱材が遺存していたが、樹種はクリやナラなどであった（松田1996）。

壁と周堤の土止めには杉材を使用している。鋸挽き・鉋削りが容易で、板に加工しやすいことが選定の理由である。屋根の垂木には真竹を用いている。材の結束には稲作がすでに行われていることから稲縄を使用した。

d 「奈良時代の倉庫」

ア) 復元資料

遺構：泉崎村関和久遺跡 2号建物

規模：桁行10.8m、梁行8.1m

時期：7世紀末葉

イ) 選定理由 関和久遺跡は古代白河郡衙に比定されている。2号建物はその正倉とみられる礎石建ちの建物である。福島でみられる高床式倉庫としては群を抜く規模であり、礎石立ちであることも希有な例である。律令制という当時の時代性を語る上で、その象徴ともいえる存在として復元した。

ウ) 復元の実際

復元寸法 柱間と桁行、梁行は遺構に準じてゐる。軒の出を入れた平面規模は14.2m×

11.7m、礎石を入れた高さは7.2mである。柱の長さや壁の高さは法隆寺の綱封蔵や唐招提寺の宝庫・経庫を参考に基本設計を作成し、全体のバランスを宮本先生に見ていただいて補正した。

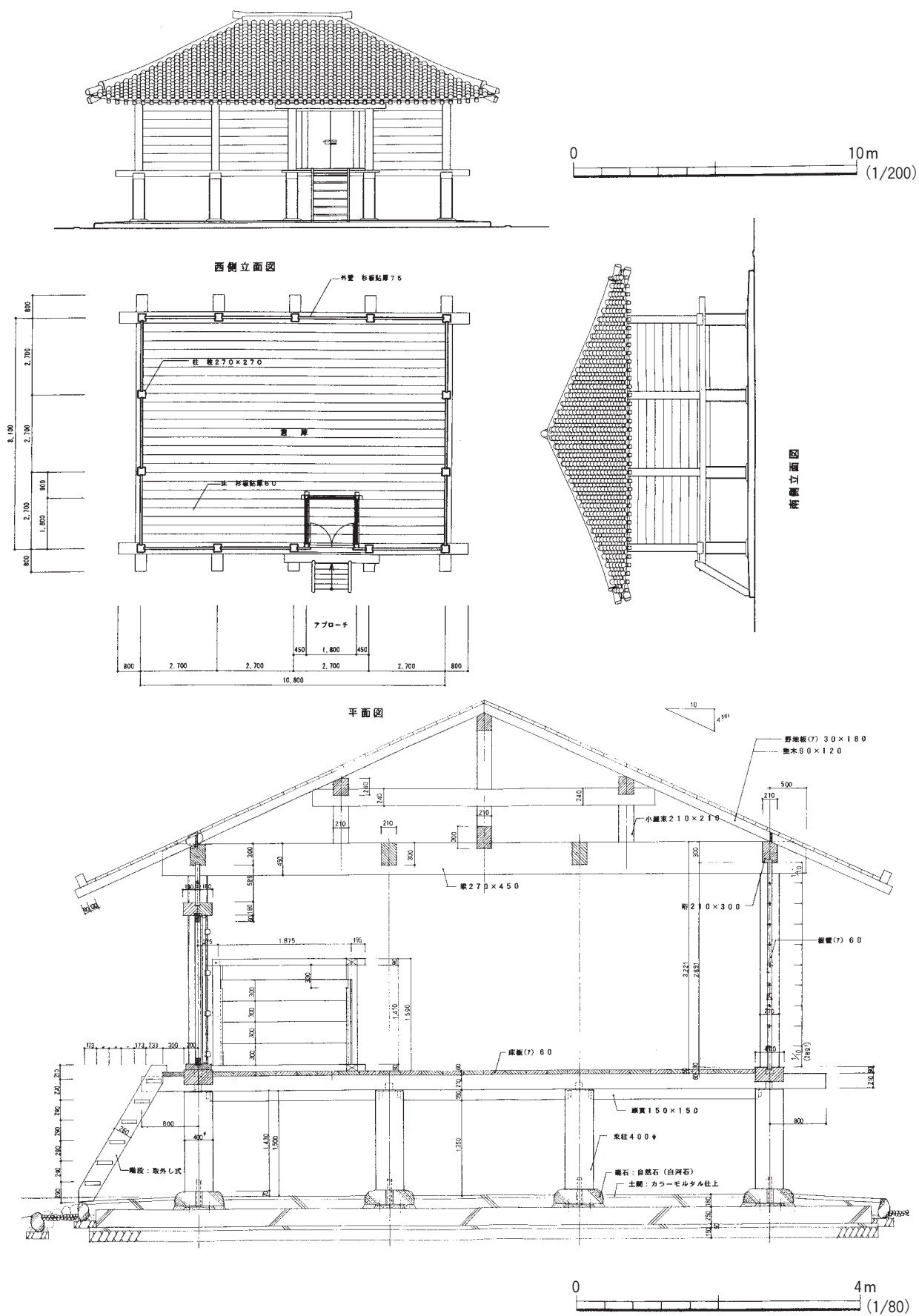
壁、小屋構造 壁構造は柱に溝を切り、板を落とし込む板倉とした。板倉が、不動穀倉として長大な倉の建造に適した構造とされているからである（松村1998）。校倉造りとすることも検討したが、校倉は寺院の宝庫や経庫に用いられるなど格式の高い建物が多く、平面形も正方形に近いものが多い（植木久1998）。地方郡衙の正倉としては、建築資材や資金を抑えることができる板倉が相応しいと判断した。小屋構造は、奈良法隆寺綱封蔵を参考にしている（浅野1983）。

屋根の葺き材 屋根は寄棟造りの本瓦葺きとした。調査成果を検討し、2号建物跡が礎石立ちの建物であること、壺地業ではなく総掘り地業であること、出土した瓦の約8割が正倉地区から出土していること、白河郡が大郡であり、総瓦葺きの正倉を建てる力を有していたと推測されることなどから、総瓦葺きとした。瓦葺きの倉は、その視覚効果を活かして支配権力の象徴として東国の郡衙に造営されたとされる（大橋）。このような論考も参考に、律令制の象徴として瓦葺きの正倉を復元した。

瓦の製作 白河郡衙創建期の複弁六葉蓮花文軒丸瓦とロクロ挽き重弧文軒平瓦を参考に金型をおこした。丸瓦は行基葺きと玉縁付きの両方が出土しているが、古い趣きと葺き作業の容易さから行基葺きとした。

大棟の両端は軒丸瓦で納めたが、下り棟の端部に鬼板が必要であった。鬼板は関和久遺跡からは出土していないが、多賀城出土の重弁八葉蓮花文鬼板を参考に、軒丸瓦のモチーフを活かした六葉複弁蓮花文の鬼板を作成した。見学者に誤解を与える危惧はあったが、白河郡衙と多賀城の関わりを、この鬼板をもとに説明する材料としてあえて製作した。

2 野外展示



奈良時代の倉庫

瓦の焼成は電気炉によったが、出土した瓦はその色にばらつきがあることから、焼成温度等に変化をつけ、あえて色むらを付けた。瓦は素焼きのため雨水が浸透することによる凍害が心配される。

礎石は出土したものに合わせ、白河石（凝灰岩）を使用した。石の表面を荒割しただけのものである。

塞、扉 不動穀倉として復元したため扉の内側に「塞」を付けた。「塞の大きさは穀倉の規模にあまり関係なく一定の面積平均27平方尺前後のものが多い」（富山：1973）とされているため、おおむね一間四方とした。

扉には海老錠を取り付けたが、錠前や扉金具の製作にあたっては、東京都北区飛鳥山博物館の、豊島郡衙正倉の復元を参考にさせていただいた。

使用材料 ヒノキの自生地北限がいわき周辺ということもあり、杉材を多用した。その他に、壁板を納める柱には見えを考慮してヒノキを、台輪には横方向の力に強いマツ材を使用している。礎石には出土したものと同様の白河石を使った。

e 「製鉄炉」

ア) 復元資料

遺構：原町市 鳥打沢A遺跡 1号製鉄炉

時期：9世紀後半

規模：炉本体 150cm×80cm

踏み鞆 290cm×90cm

イ) 選定理由 鳥打沢A遺跡は、原町火力圧電所の開発にともなって調査した日本有数の製鉄遺跡群の一角を成す。鳥打沢A遺跡にあって、最も良い状態で確認された1号製鉄炉を復元した。

ウ) 復元の実際

復元寸法 炉本体および踏み鞆の寸法は調査成果を参考にした。鞆周りに設置した枠の高さは30cmとしたが、子供が踏み板を踏み込むには深すぎたきらいがある。

踏み鞆 踏み鞆に踏み板を設置する枠を設けたが、これは来館者が上に乗ることから粘

土にセメントを混和したもので築いた。踏み板は実際に踏むことができる強度を確保した。踏み板に左右一對の空気孔を開け、皮製の弁を取り付けた。

炉 体 炉体は、原町市長瀨遺跡23号製鉄炉から出土した炉壁を参考に粘土ブロックを積み上げて製作した。送風管は粘土で覆っている。羽口は出土品を参考に素焼きのものを製作し、送風管との隙間は粘土で埋めた。製鉄炉の前面には、廃滓場の表現として出土した鉄滓を展示している。

覆 屋 1号製鉄炉では、炉を囲むように4基の小さな穴が確認されている。これは覆屋をかけるための柱穴と思われる。本来の覆屋は簡易な、操業の際には屋根材を取り払えるような仮小屋状のものと考えられたが、保安上の問題から6本柱の堅牢なものを製作した。

使用材料 踏み板は当時の植生を考慮して広葉樹の合わせ板とした。送風管には真竹を用いている。炉壁はスサ入り粘土のブロックで築いた。

f 「室町時代の館」

ア) 復元資料

遺構：長沼町 南古館土塁・堀・橋跡

時期：16世紀

イ) 選定理由 南古館は、街道の流通を掌握した有力な在地領主の城館と考えられている。武士の時代を象徴する存在として選定した。

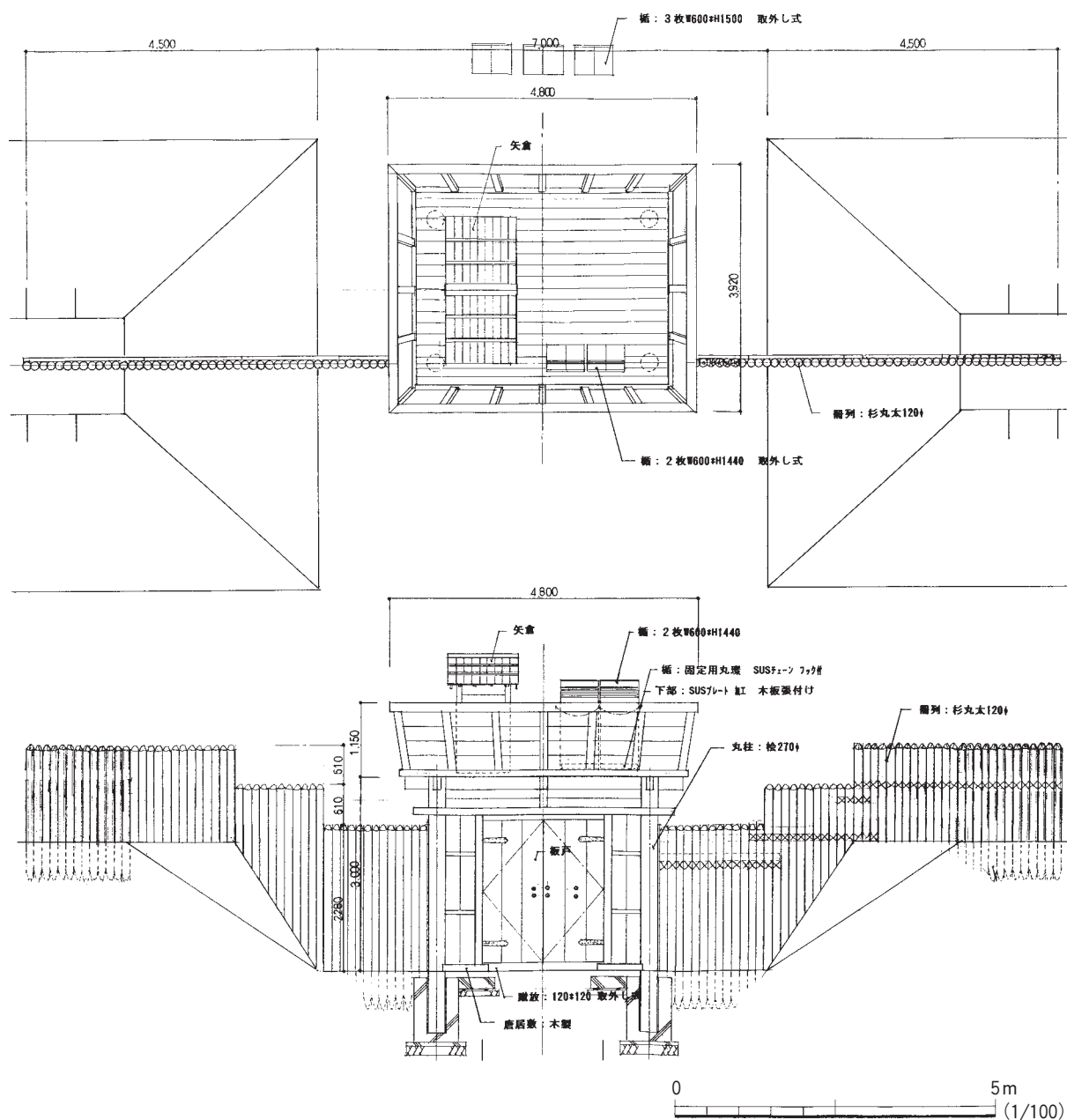
ウ) 復元の実際

復元寸法 櫓門と橋脚及び土塁、空堀の一部を製作した。櫓門は桁行4.8m×梁行3.9m、高さ4.2mとした。木製の橋脚は3.0m×2.6mである。土塁と空堀は造成工事の一部として行ったため、高さ・深さが実際の2分の1となっている。

櫓 門 門跡は南古館ではみつかっておらず、「一遍上人絵伝」にみられる筑前国の武士の館を参考に製作した。矢倉の大きさは宮本先生のご教授により、見張りの兵が仮眠でき

2 野外展示





室町時代の館

る寸法とした。櫓の大きさと矢倉の設置箇所は、矢倉の縁辺を歩いて見回りができるように配慮した。

堀、盾 堀は、東北地方の城館であることから丸太堀とした。「武蔵国男衾三郎絵詞」を参考に、門を入った突き当たりに目隠しとして盾を置いた。櫓上にも盾を設置したが、その模様は最も多くみられる墨二本とした。

使用材料 木材は大半が杉であるが、四本の主柱のみ、保ちを考えてヒノキを使用し

た。扉金具は「奈良時代の倉庫」とほぼ共通の仕様、鉄地に黒色の焼き付け塗装で製作したが、館の門ということもあり、若干装飾性を持たせた。

2 野外展示



縄文時代の家

参考文献

- 松本 茂他1991年：「法正尻遺跡」福島県教育委員会
玉川一郎他1978年：「筑内古墳群」福島県教育委員会
玉川一郎他1980年：「谷地前C遺跡」福島県教育委員会
鈴木 啓他1985年：『関和久遺跡』福島県教育委員会
寺島文隆他1990年：「鳥打沢A遺跡」福島県教育委員会
能登谷宣康他2001年：「馬場前遺跡（1次調査）」福島県教育委員会
市川一秋他1996年：『長沼町史第2巻資料編Ⅰ』長沼町
伊藤隆三2001年：『桜町遺跡調査概報』桜町遺跡発掘調査団
松田隆嗣1996年：「福島県出土の木製遺物一覧」『いにしへの木の匠』福島県立博物館
松村恵司1998年：「正倉の存在形態と機能」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
植木 久1998年：「発掘調査からみた倉庫建設の構造とその変遷」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
大橋泰夫：「古代における瓦倉について」
富山 博1973年：「律令国家における正倉建築の機能」『日本建築学会論文報告集』第214号
浅野 清1983年：『昭和修理を通して見た法隆寺建築の研究』中央公論美術出版
平尾良光他1999年：「古代住居・寺社・城郭を探る」『文化財を探る科学の眼⑥』（株）国土社

3 企画展

常設展示室における通常の観覧のほかに、企画展事業として、特別展示室を利用した展覧会と、館外における巡回展を計画している。

(1) 館内企画展の構成

館内における企画展は、おおむね各季節に対応した、年4回の展示（遺跡発掘速報展・特別展・（新）指定文化財展・収蔵資料展：開催期間約180日）を計画している。平成13年度は3回の企画展を開催する。

遺跡発掘速報展は当事業団遺跡調査課および市町村が調査した遺跡の最新成果を速報的に紹介する。春期に開催する。

特別展は、全国の国宝・重要文化財級の逸品を借り入れ、公開する。また復元研究製作業務も企画展事業の中に位置付け、その成果は特別展で紹介する。夏期に開催する。

（新）指定文化財展は県または国が新たに指定した、あるいは既に指定された県内関係資料と関連する資料を展示・公開する。秋期に開催する。

収蔵資料展は、当館に収蔵する出土品の中から、特定の時代や地域・遺物に焦点を当てたテーマ展示を主に冬期に開催する。

(2) 特別展示室の設備

館内企画展の会場となる特別展示室は、面積約130㎡で、建築工事の際に免震装置付の壁面ケースを設置した。免震装置は阪神大震災級の揺れを相殺する性能を有している。ケース



特別展示室

内には調光可能な無紫外線照明とファイバー照明装置を設置している。

この他に、展示の内容に応じてフレキシブルに対応できる独立の展示ケースを配備している。これらにも免震装置・ファイバー照明・調湿コントロールの機能を付けたものがある。

(3) 平成13年度の企画展

開館年の企画展は開館記念特別展として2回の特別展と収蔵資料展1回を計画している。

開館記念特別展は「はにわ一座がやってきた」とのタイトルで、国重要文化財いわき市神谷作古墳出土男子胡座像埴輪をはじめとする全国各地の人物埴輪を展示する。そのほかに埴輪に表現される武器やアクセサリを古墳時代の出土品やその復元品を並列的に展示し、当時の道具類をあわせて紹介する。会期は7月15日から9月2日。

開館記念特別展の第2弾は「復元三角縁神獣鏡」展で、会津若松市大塚山古墳出土三角縁神獣鏡の復元製作と同沱鏡製作実験の成果を展示する。会期は10月27日から12月2日。

収蔵資料展は古代陸奥国の白河郡に焦点を当てた展示を行う。会期は2月2日から3月31日。

(4) 巡回展

当館の業務を収蔵資料を通じて広報し、文化財に対する理解を深めるため、県南地域以外の場所で、収蔵資料展を巡回する。会場は3箇所ほど予定し、前年度の収蔵資料展の内容を巡回させる。平成14年度から開始する。



免震装置

4 体験学習

当館は、福島県内の遺跡からの出土品を活用するとともに、原始・古代の生活や技術の一端を体験できる体験型生涯学習機関をめざしている。平成13年度に実施を計画した体験学習プログラムは、以下のように分類される。

(1) 常時体験型

a 個人対応 b 団体対応

(2) 募集型

a 実技講座 b イベント

c まほろん探検隊

(3) 館外体験学習支援事業

おでかけまほろん

(4) 文化財講座

(1) 常時体験型

a 個人対応メニュー

個人対応メニューは、一般の来館者を対象に、事前の予約を必要としない内容のものを選択した。実施場所は、館内の体験活動室を中心にすることとした。メニューは以下のとおりである。

ア 勾玉づくり

原始・古代の装身具や石材の利用について学習することを目的としている。大きさ3cm角、厚さ1.5cmの滑石を紙ヤスリで削り、勾玉を作る。

イ アンギン編み

縄文時代の布の編み方や、植物繊維の利用を学ぶことを目的としている。「むしろ編み」と同様の原理で、10cm角程度の布を編む。材料は中国製カラムシの糸とした。

ウ カラー拓本

本物の土器に触れることや、土器の模様に関心をもってもらうことにねらいがある。縄文時代中期の土器片を使用し、通常の拓墨の他に、絵の具で拓本をとる。

エ 土器にさわる

縄文土器、弥生土器、土師器を体験活動室に展示し、実際にふれたり、持ち上げた

りできるように計画した。見るだけでなく、五感をつかった体験としてより深い理解をめざすことは、体験学習の主眼としているところである。

オ 時代衣装を着る

推定復元した縄文時代の服や弥生時代の服、近世の打掛など各時代の衣装を試着する。常設展示は、「食」と「住」に重点を置いたものとなっている。常設展示で欠落している「衣」について、体験学習で補おうとするものである。

カ 石器を使う

黒曜石や硅質頁岩の剥片で紙などを切り、その切れ味を体感したり、弓矢的打ちや石斧で丸太を切るなどの体験をする。

キ 火おこし

おもに舞ぎり法によるが、もみぎり法や火打ち石による火おこしも行う。

勾玉づくりは、人気が出ることが予想されたため、通年実施することとした。もうひとつのメニューは、活動の新鮮味を保つため、2週間単位で交換して実施することとした。

b 団体対応メニュー

学校、社会教育団体等の団体見学の際に体験学習を希望する場合、以下のメニューから選択してもらうこととした。その内容については、個人対応メニューと変わるところがない。実施場所は、実習室及び研修室とした。体験学習に要する時間は各メニューとも1時間を目安にしている。なお、原則20名以上を団体扱いとし、予約制とした。

ア 勾玉づくり イ アンギン編み

ウ 火おこし エ 土器にさわる

(2) 募集型

a 実技講座

原始・古代の技術にふれる単発のプログラムである。各行事ごとに20名程度の参加者を募る。参加人数を制限することで、常時体験型メニューより本格的な内容の体験学習をめざした。実施日はおもに第3日曜日とした。

行事は以下のとおりである。

ア 縄文土器づくり

一人当たり2kgの粘土を使用し、出土品を間近に見ながら土器づくりをする。

イ 土鈴、土笛づくり

一人当たり0.5kgの粘土を使用し、土鈴と土笛を製作する。

ウ アンギン編み

厚紙を使用して簡易なアンギン台を製作し、自宅でも編むことが可能なものとする。

エ 古代機織り

弥生時代の「原始機」を体験する。

オ 竹笛づくり

矢竹を用い、パンパイプふうの笛と、横笛を製作する。

カ 凧づくり

伝統的な素材、和紙と竹ひごを使用し、墨で絵付けした凧をつくる。

b イベント

遺跡見学や、季節ごとの年中行事にちなんだ行事を組んだ。実技講座同様、募集人数は20名程度とした。実施日はおもに第1日曜日とした。行事内容は以下のとおりである。

ア 遺跡体験

発掘調査機関の協力を得て、調査中の遺跡を利用し、体験発掘を行う。

イ 古代グルメ祭

縄文時代の料理を推定復元し、「食」を体験する。

ウ 土器野焼き

実技講座やまほろん探検隊で製作した土器、土鈴、土笛を、参加者とともに野焼きする。

エ 餅つき大会

「古代の畑」で穫れた陸稲の餅米を、「奈良時代の家」の竈で蒸し、復元した古代の杵と臼を使って餅つきをする。

オ ひな祭

雛人形の古い形である流し雛にちなみ、「人形（ひとがた）」を作る。

c まほろん探検隊

原始・古代の技術に関するひとつの事柄を、年間を通した活動のなかでじっくりと体験するプログラムである。平成13年度は8月から11月まで、毎月第2土曜日に実施することとした。メンバーは年度を通して固定で、募集人数は20名程度とし、小学5年生から中学3年生までという年齢制限をつけた。活動内容は、縄文土器づくりとした。一人当たり7kgの粘土を用い、実際の使用に耐えうる土器を製作する。

(3) 館外体験学習支援事業

「おでかけまほろん」は、この事業の通称である。このプログラムは、当館の職員が学校、公民館等の教育機関に出張し、体験学習の支援等を行うものである。出張旅費については当館が負担し、平成13年度は4回の実施することとした。以下の3コースを用意した。

a まほろんコース

当館職員が中心となり、プログラムを進めるものである。以下の3メニューからの選択制とした。

ア 「土器にさわる」 イ 「火おこし」

ウ 「勾玉づくり」

b 連携コース

出張先の職員が主体となってプログラムを進め、考古学等の専門的な事柄について、当館職員が補足する。

c 古代技術伝達コース

「火おこし」等、当館が行っている体験学習を授業・活動に取り入れたいという先生方や指導者のグループに対し、その方法や道具の作り方を伝達する。

(4) 文化財講座

体験学習とは一線を画すものではあるが、ボランティア研修における座学を一般公開する形で、当館職員が講師となる講座を開く。内容は以下のとおりである。

a 縄文時代概説 b 古墳時代概説

c 奈良・平安時代概説

5 情報発信計画

(1) データベースシステム

a データベースの検討

平成6年度に福島県文化センター事業第二部遺跡調査課（現遺跡調査部遺跡調査課）で情報処理委員会（平成7年度以降は情報管理委員会）を組織し、課内のネットワーク整備とともに将来の文化財センターの設立を見越してデータベースシステムの検討を行った。

データベースシステムの中では、その対象を絞り込む必要があった。遺跡調査で得られる成果物には、遺物・写真・図面・報告書等があり、今後の資料整理とデータ化双方を考えた対象を選定するための検討を重ねた。平成6年度の検討結果については「文化財情報のOA化マスタープラン」（課内文書）としてまとめた。

また、用語についても職員間でまちまちであり、それを統一し、円滑な検索を行うためのコード化も必要であったため、課内に設置した文化財用語検討委員会で検討するとともに千葉県等の先進県の例を元に検討を進めた。

b 設計と入力

平成6年度と7年度の検討結果を元に、平成7年度にデータベースの基本的な設計を行い、12月に「データベースシステムの導入」（課内文書）としてまとめた。

様々な資料の中からデータベース化する対象は、遺跡資料、遺物資料、写真資料、文献資料の4つとした。

また、利用するデータベースシステムは、先進県の例にならって、リレーショナルデータベースを念頭に置いて、表の設計を行い、表の設計結果については合計13の表からなる「データベースファイル規定書」にまとめた。現在のシステムは若干の改変はあるもののこの表が元になっている。

用語とコードについては、「コード・用語集」として、時代、遺物種類、遺構等についてコード化を行っている。

表に付随する画像データについては、写真資料が平成7年度、それ以外が平成8年度に大枠を設計している。

入力は、平成7年度から一部開始し、現在まで継続している。表のデータについては一般的な表計算ソフトを利用して入力を行い、それを蓄積する方法を取った。画像関係では、平成7年にコダック社のPhoto CDシステムを導入し、報告書に掲載された遺跡・遺構の写真についてのデジタル化を開始している。データベースに取り込むデータは、1/4BASEデータとした。これ以外の遺物実測図、遺跡地図のデータの取り込みには、フラットベツトスキャナーを利用している。

c システムの導入

平成11年度にハードウェアの一部であるデータベースサーバー等を導入し、画像データ等一部データの入力を行った。データ件数が膨大なため（全データ量20万件以上と予想）、データベースサーバーには一般的なPCサーバーではなく、UNIXサーバーを1台導入した。また、検索エンジンにはデータベース分野で安定した実績がある日本オラクル社のオラクルを採用した。

平成12年度には、基本設計を元に文化財データベースシステム実施設計を行い、プログラム作成を外部に委託した。システムの内容は、データ入力システム、データ検索システム、収蔵資料管理システム、データ管理システムの4つのシステムとなっている。それぞれのシステムは下記に示すような要件で、画面・機能設計を行った。

データ入力システム

- ・CSVファイルによるデータの追加・更新が容易にできること

データ検索システム

- ・Webを利用したシステムであること
- ・検索結果について表計算ソフトでも容易に開ける形式でダウンロードできること
- ・画像データについても、印刷に耐えうる品質でダウンロードできること

収蔵資料管理システム

- ・遺物、写真、文献を管理出来るシステムであること
- ・遺物、写真については収蔵場所の情報も簡易に取り出せること
- ・各資料の閲覧、貸出に対応可能なシステムであること

データ管理システム

- ・入力、検索情報が月単位で取り出せること
- ・検索情報については、館内とそれ以外が分離できること

d データベースの公開

データ検索システムの作成過程で、平成12年12月に1ヶ月ほどインターネット上での試験公開を実施し、動作テストを行って13年度の正規公開に備えた。

データベースの公開は、ホームページの正式公開日である平成13年7月14日に行い、当面、遺跡・遺物・写真の4つのデータベースを公開した。(文献データについては、遺跡調査部収蔵文献の閲覧等の問題がクリア出来ないため、外部公開を先送りとした。)

(2) ホームページの公開

a 発信計画の策定

平成11年度に文化財センターでの情報発信計画の検討を行った。その中で、盛り込まれている内容は施設・業務・行事案内、一般県民や子供を対象とした文化財の解説ページ、発掘調査速報、文化財データベース、文化財図書館案内等である。

また、情報発信に利用するサーバーは独自に立ち上げる計画とした。

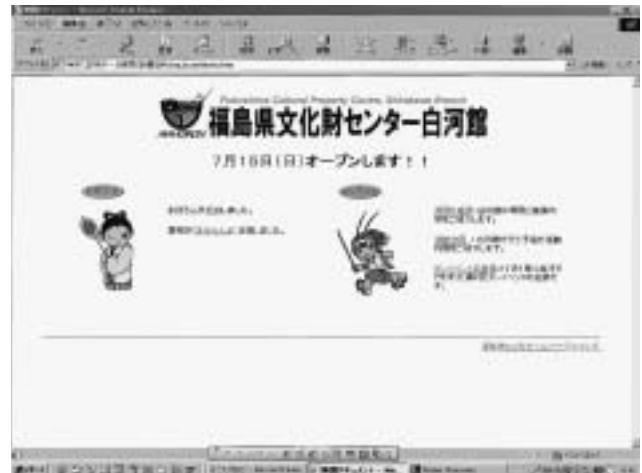
b 試験公開

平成11年11月から、福島県教育センターのサーバーを利用して試験公開を開始した。初期の公開内容は施設紹介や遺跡調査課で調査した調査成果であった。

平成11年度はホームページの内容について、フロッピーディスクに入れてデータを渡していたが、平成12年度からは教育センターと文

化センターとの間にネットワークが繋がり、ネットワーク経由でデータの転送を行うことが可能となった。

その後、教育センターに立ち上げていた試験ページには、プレイベントのようすや施設のようすを追加した。(写真参照)



ホームページ初期画面

c システムと本公開

平成13年度に白河館が設立され、5月に本格的にネットワークシステムを導入した。インターネット用のサーバーは安定性やDBサーバーとの相性からUNIXサーバーとし、白河館の内容のみならず、当財団の他の施設(文化センターや歴史資料館等)のホームページのコンテンツも同じサーバーに収めることにした。コンテンツの追加・更新にはFTPを利用している。

インターネットサーバーは、同時にメールサーバーの機能も兼ねており、財団職員の電子メールの管理も同じサーバーで行っている。

ホームページの正規公開は開館日前日の7月14日に実施した。初期コンテンツとして、施設案内の他、文化財データベースを独自コンテンツとして公開している。

また、来館者用の端末として館内の閲覧相談コーナーに2台のパソコンを設置し、そこでデータベースを含めたホームページを閲覧出来るようにした。初期段階では、外部のホームページもアクセス可能とした。

(3) ネットワークシステムの導入

a 計画の策定

白河館設立を念頭に入れた情報発信のためのネットワーク計画として、平成11年度に白河館に独自の情報公開用のサーバーを設置し、福島との間に直接専用線を敷設する広域ネットワーク（WAN）案を策定した。

ところが、この年の12月に県の財政課から教育庁内の教育センターが基幹となる総合ネットワーク（ふくしま教育総合ネットワーク＝FKS）に乗り入れる案を斡旋され、当初計画を大幅に見直す結果となった。

その後、FKSの担当課である教育庁総務課と県教育センターとの間で接続に向けての協議を重ね、ネットワーク構成の要件として、

- 1) データベースとホームページの連動が容易であること
- 2) 情報発信に際して画像の転送等がスムーズに実施できる回線品質であること
- 3) 白河－福島間がWindowsレベルでのネットワーク構成がとれること

の3点を挙げて協議に臨んだ。

また、財団全体でFKSに接続するにあたり、接続の費用面や将来像について、文化課と財団で協議を持ち、接続の方針が了承された。これを受けて、平成12年5月に、福島

文化センターと教育センター間に128kbpsの専用線を結びWANを構成し、IPレベルでFKS傘下のネットワークとして既存のネットワークの再構成を行った。

更に平成12年度に平成13年度以降の電子メールとホームページの弾力的な運用を検討したところ、教育センターのサーバーを利用するには制約事項があった。そのため、以下の2つの要件を新たに加えることにした。

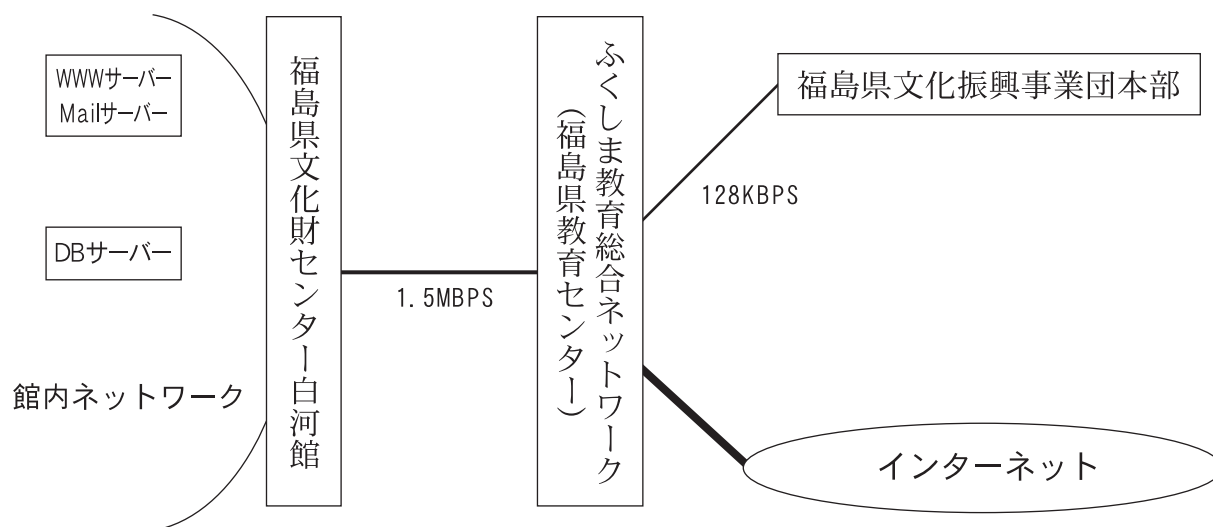
- 4) 財団の白河館以外の施設のホームページも白河館で一括管理できること
- 5) 財団職員の電子メールを管理できること

b システムの導入

白河館設立後は、白河館に民間プロバイダの1.5Mbpsの専用回線を敷設し、インターネット回線を利用して、教育センターと接続し、両施設間のルータの設定を教育センターの協力の下で行い、WANを構成した。

また、館内のネットワークについては、拠点である事務室と展示準備室間が100m近くになるところから、その間に本体工事とは別に光ファイバーケーブルによる配線を敷設した。各部屋への配線は拠点から本体工事の中でUTPケーブルを敷設した。

開館時のネットワーク構成は下図となっている。



開館時のネットワーク構成

6 収蔵・閲覧・貸し出し

県文化財センター白河館「まほろん」では、福島県教育委員会がこれまでに発掘調査を実施した遺跡から出土した土器や石器などの出土品（遺物）と、調査の記録写真・図面などの資料を一括して収蔵している。これらの収蔵資料は、館内での常設展示・企画展示などで公開するほか、体験学習や研修などにも活用される予定である。また、遺跡・遺物・文献・写真などの情報を文化財データベースを通じて公開するほか、貸出し・閲覧・見学などを通して広く遺跡や文化財を知ってもらう機会を設け、活用をすすめていく計画である。

(1) 資料の移転準備

a 移転準備

平成8年度に県教育委員会によって「福島県文化財センター白河館（仮称）基本計画」が策定され、文化財の収蔵施設が白河市に建設されることが決定すると、資料移転・収蔵のための準備としてより具体的な収納・保管方法の検討が開始されることとなった。

平成11年度には、文化財センター整備業務がスタートした。(財)福島県文化センターに委託し、「収蔵品の整理梱包業務」として過年度に調査した遺跡の出土品も含めて、移転・収蔵に向けて整理・梱包作業を開始することとなった。また、担当整理員（臨時職員）を配して「文化財データベースシステム構築業務」とともに作業を開始した。

翌12年度には、(財)福島県文化センターに県教育委員会の委託業務を実施した。「文化財センター準備班」を組織し担当整理員も増員して、史跡指定整備事業として調査した泉崎村関和久遺跡・関和久上町遺跡の調査資料と、県立博物館（会津若松市）の収蔵庫に保管されていた東北自動車道・東北新幹線関連などの調査資料についても、その大部分を文化課及び県文化センター遺跡調査課の施設に移して整理作業が実施された。



整理・梱包作業

b 資料の移送

文化財センター白河館の建築工事も平成12年10月に竣工し、資料移転のための整理・梱包作業がほぼ終了した平成13年1月16日から収蔵資料の移送作業を開始した。実際の搬送作業については、美術品などの搬送業務に実績のある運送業者に作業を委託し、4トンコンテナトラックと美術品専用車を使って、これまでの福島市内4か所の収蔵施設（福島県歴史資料館、岡部収蔵庫、県庁東分庁舎2号館、文化課渡利分室）と会津若松市の県立博物館から文化財センター白河館への搬送作業を行った。資料の移送作業に要した日数は延べ18日、車両延べ102台で、保存処理の済んでいない木質遺物・金属製遺物を除いた約37,000箱の出土品・写真アルバム・図面・地図・カード類などの調査資料を白河館へ搬入した。また、資料の移送作業とともに、岡部収蔵庫と東分庁舎から既存の収納棚、約500台を白河館一般収蔵庫へ移設する作業も併せて



移送・搬入作業

実施した。

(2) 資料の収蔵

a 一般収蔵庫

白河館「まほろん」の広さ約3,000㎡の一般収蔵庫は、収納棚を利用した積層二階構造で1・2階合わせて約1,450台の収納棚が設備されている。収蔵庫には約66,000箱の出土品などが収納可能で、埋蔵文化財の収蔵庫としては国内でも最大級の施設となっている。

現在、一般収蔵庫には、昭和40年代に始まった東北自動車道や東北新幹線の建設に関わる発掘調査の資料から、最近では常磐自動車道やあぶくま高原道路の建設に関わる調査資料、また、史跡指定のための整備事業に伴う泉崎村関和久遺跡・関和久上町遺跡の調査資料など、県教育委員会が主体となって平成10年度までに発掘調査が行われた県内各地の遺跡の出土品をはじめとする調査資料が、約37,000箱収蔵されている。これらの収蔵資料は、遺物・写真・図面・地図・カード類などに分け、県教育委員会が刊行した調査報告書に準拠する形で、遺跡ごとに整理・保管されている。

b 特別収蔵庫

「まほろん」では保存処理を施した木質遺物・金属製遺物は、温湿度を一定（温度：摂氏20°±2°、湿度：50%±5%）に管理した特別収蔵庫に収納・保管している。

遺跡から出土した木質遺物・金属製遺物



一般収蔵庫



特別収蔵庫

は、放っておくと劣化・腐食などが著しく進んでしまうため、遺物を出土した時の状態により近く保つのに様々な方法で保存処理を施すことが試みられている。これらの遺物は保管の環境条件も大切なことから、特別収蔵庫で保管・管理している。

(3) 資料の閲覧・貸出し・見学

「まほろん」では、収蔵する資料をより広く活用できるよう閲覧・貸出し・見学などの希望に応じていく予定である。県教育委員会では、文化財センター白河館に収蔵する出土品の活用に関する規定を整備して、遺物をはじめ発掘調査資料の公開と活用を計る準備を進めている。収蔵資料の館内閲覧に応じるほか、教育・研修・普及・研究などで公益目的に利用する場合、一定の管理条件の基で収蔵する遺物を無償で館外に貸出す計画である。また、常設展示「のぞいてみよう福島の遺産」のコーナーで、ガラス越しに一般収蔵庫のなかの様子をいつでものぞいて見ることができる。また、団体など事前の申し込みがあれば、一般収蔵庫の見学にも応じる予定である。

7 研修計画

(1) なぜ、研修か

研修事業実施にいたる背景

福島県文化財センター白河館（仮称）基本計画（平成9年度）の「Ⅰ基本理念」の「3文化財センター整備の基本理念(2)」において、『発掘調査等の専門職員が不足している市町村に対する支援を拡充するため、市町村職員の研修を行い専門職員を養成する…』との目的が示された。これを達成するために、同計画「4文化財センターの基本的機能」の「(3)研修機能」として、文化財センター白河館の機能が提示された。

この背景は、同計画「2文化財センター整備の背景」「(1)整備の必要性②市町村の埋蔵文化財保護体制」において説明されている。その内容を抜粋すれば、『…調査体制を有するのは…全体の30%に過ぎず…市町村は開発事業に伴う発掘調査の遂行に大変苦慮している。調査体制を有する市町村にあっても、日々進歩する調査水準を維持するための研修を受ける機会が少なく、調査制度の維持とスムーズな調査の進捗を妨げている。…保存協議が後手に回ることもあり』と現状が分析され、『専門職員の養成と調査体制の充実と強化が課題となっている。』との認識が示された。

平成13年現在、調査体制を有する市町村の数は、少しずつ増加してはいるものの、その数は限られ、発掘調査の実施が難しいこと、保存協議が後手に回ることがあること、調査精度の維持・向上の為の機会がないなどの状況は、なお今日的な問題として続いている。

研修については、これらの問題を解決・改善することを目的として、福島県文化財センター白河館文化財研修として実施する。全国的に見ても、このような研修を実施するため、専門職員を複数配置している例は、県レベルでは他に認められない。

(2) 研修事業運営の方針

福島県文化財センター白河館文化財研修は、以下の方針に沿って運営される。

a 研修の範囲

研修が取り扱う範囲については、埋蔵文化財を主とするが、このほか無形の文化財や教育・普及に関する研修も開催する。

b 研修対象者

研修対象者は、埋蔵文化財・無形の文化財の保護を担当する自治体・団体職員、文化財の調査・保護に携わる県民、埋蔵文化財・無形の文化財を学校教育・生涯教育に活用しようとする教職員等も対象に含める。

c 研修の内容と期間・場所の設定

研修内容については、埋蔵文化財・無形の文化財の調査・整理に関わる「技術」の修得を目的とする研修と、埋蔵文化財・無形の文化財についての「知識」を深めることを目的とする研修を実施する。また、研修希望者が研修をより受講し易くするために、研修期日と研修場所を複数設定した。具体的には、研修期日を指定するもののほかに、受講の希望が有ればいつでも対応する研修を用意した。また、期日を指定するものにおいても、1回の研修期間を3～4日程度とし、時間的な選択の幅をより広げている。さらに、発掘調査等フィールドワークに関わる研修を県内各地で開催し、移動に要する負担をより少なくすることとし、受講者の利便性に配慮した。

d 研修の区分

研修については、受講者の経験・知識に適切に対応する内容とし、よりその効果を高めるため、すでに基本計画Ⅱ実施事業において、下記の区分が示されている。

基礎研修：埋蔵文化財に関する基礎的な知識・技術の研修を行う。

一般研修：埋蔵文化財調査に必要な知識・技術全般の研修を行う。

特別研修：特定の分野、テーマ別の専門研修を行う。

白河館ではこれらの区分を基礎に、入門研修・基礎研修・専門研修・特別研修を設定した。

入門研修は、土坑等の比較的簡易な遺構や遺物の調査と整理を行うための技術と知識を学ぶ。対象者は調査・整理経験が少ない者で、調査・整理経験が2年未満の者を目安とする。

基礎研修は、竪穴住居等の複雑な遺構や遺物の調査と整理を行うための技術と知識を学ぶ。入門研修を終了したか、これに準じる者を対象とし、調査経験が2年以上5年未満で、主体となって調査報告書を作成したことのない者を目安とする。

専門研修は敷石住居等調査機会の少ない遺構・遺物の調査・整理をとおり、種々の埋蔵文化財に対応できる技術と知識を学ぶ。基礎研修を終了したか、これに準じる者で、報告書作成の実績も十分有する者を対象とする。調査・整理経験が5年以上の者を目安とする。

特別研修は主たる研修対象者が市町村職員以外のもの、研修内容が埋蔵文化財に関する技術・知識以外のもの、入門・基礎・専門研修に入らないものを一括する。

e 研修メニュー

研修メニューの作成に当たっては、入門研修は埋蔵文化財の調査・整理技術の修得、基礎研修は同じく調査・整理技術の習熟、専門研修も同じく調査・整理技術の応用する力を付けるとともに、それらの基礎となる知識の獲得に主眼を置いている。今後、実施を予定している研修は以下の通りであるが、研修受講者の希望等により、メニューは柔軟に見直していくことを前提としている。平成13年度に予定している研修とその回数は以下のとおりである。

入門研修：土坑調査研修2回、遺跡踏査研修1回、測量研修1回、土師器実測研修1回、文化財事務研修1回

基礎研修：竪穴住居跡調査研修1回、試掘調査研修1回、保存処理研修1回、報告書作成研修1回、石器実測研修1回

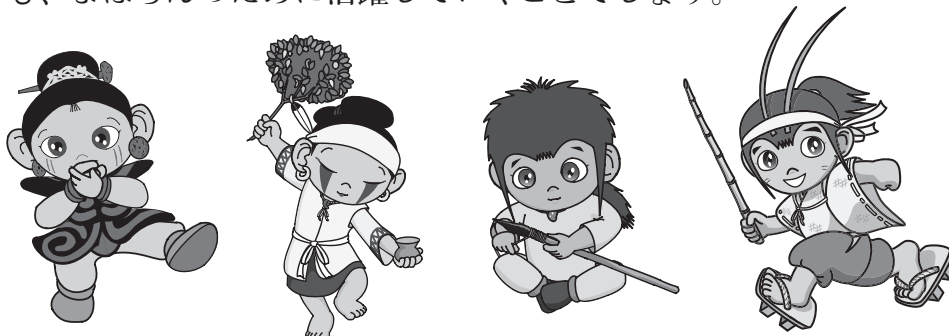
専門研修：特殊遺構調査研修2回、時代別研修1回、専門考古学講座1回

特別研修：整理要請研修、調査要請研修、教職員発掘調査研修1回

コラム 1

イラストのキャラクターについて

まほろんのミュージアムグッズやチラシなどに登場しているイラストのキャラクターは、(財)福島県文化振興事業団遺跡調査部の石本専門文化財主査が仕事の合間に作ったもので、開館時には20体ありました。イラストレーターというプロ向けのデザインソフトを使って作られているだけあって、プロも顔負けの出来です。これから、まほろんのために活躍していくことでしょう。



8 ボランティアの受け入れ

(1) ボランティア活動に関する当館の考え方

現代社会は、生まれてから死ぬまでの各ライフステージにおいて、よりよく生きるために常に学ばなければならない時代であり、それに対応するために、生涯を通じ「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶ機会が保障されている生涯学習社会の構築が進められている。

生涯学習は「自分の生きがいに直結するものは何か？」ということを見つめながら、自分自身を磨き、自分の潜在能力を引き出す活動であり、ボランティア活動は、それを社会に還元していく活動といえる。

ボランティア受け入れ施設とボランティアの関係は、ことわざの「去るものは追わず、来るものは拒まず」に例えられ、どちらから強制するものでも、どちらかが上位になるような上下の関係でもなく、あくまでも対等の関係で協力し合うパートナーの関係と位置づけられる。

また、ボランティアは自発性（自由意志性）、公益性（公共性）、無給性（無償性）を原則としていることから、ボランティアと受け入れ施設それぞれが「どんな活動を」、「どんな方法で」行うのかについて、お互いの共通理解が図られていなければ円滑な活動は実現しないと考えられる。

(2) ボランティア受け入れに対する当館の考え方

当館は、県民に親しめる公開施設、県民のニーズに応える機能的な施設、学校教育・生涯学習と連携する施設を目標として運営している。

多様なニーズを持つ県民の見方・考え方を生かし、県民に親しまれる施設として運営を活性化させ、県民の新たな自己実現を目指す生涯学習の場として機能させるために、各種ボランティアを積極的に受け入れる。

ボランティア活動を通して、ボランティア相互の年齢・性別・地域を越えた知識・経験・技術の交流が促されるとともに、来館者、特に児童・生徒との交流から生徒・教師・保護者とは違った立場から学校教育を見つめる場、自然な形で世代間交流が図れる場となれるように、当館ボランティアには以下のような役割を期待している。

- 職員と協力し、知識・技術・経験を生かして館活動を支える支援者
- 当館と県民・利用者を積極的につなぐ連携者
- 当館での活動を通じて学習し、自己啓発に努める学習者

(3) ボランティア活動に対する当館の位置付け

当館の運営においては、ボランティアの自発的な活動を保障するとともに、館とボランティアの両者が相互に連携しながら向上していけるように、以下の点に留意しながら運営を行っていく。

- ボランティアとして活動する範囲は館内活動および当館が行う館外活動に限り、活動内容に関してはできるだけ広い分野を対象にする。
- ボランティアの自主性を尊重する。
- ボランティアの活動歴に応じ、順次専門性の高い分野での活動が可能になるような受け入れ形態をとる。
- ボランティア活動のために必要な各種研修を必要に応じて行う。

(4) 開館までのボランティア受け入れ体制

平成11～12年の2年にわたり当館ボランティア希望者を福島県教育委員会が募集し、86名が登録前研修に参加した。登録前研修については各年度2回実施し、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館と東北歴史博物館の視察と体験学習に関する研修等を行った。

平成13年4月からは、当館の運営を委託された財団法人福島県文化振興事業団がボランティア事業を行うことになり、4月1日にボランティアの正式登録を行った。

7月15日の開館に向けて、月2回の割合でボランティア研修を行った。平成13年度の研修については、来館者への応接・接遇、救命・救急の方法をはじめ、開館後に行われる古代の体験学習に関する実習を中心に行った。

(5) 開館後のボランティア活動内容

ボランティアの活動内容については、現在のところ以下の項目の中から状況に応じて行っていく。

a 活動内容の種類

ア 教育普及関係

(展示・体験活動室)

展示案内・解説、館内案内、体験活動室
実演・指導、通訳・点訳など

(野外体験学習)

野外体験学習活動における実演・指導、
体験学習用器具の製作指導、野外展示資
料・体験学習用器具・施設の保守など

イ 事業運営関係

講座・講演会などの開催支援、利用学校
団体等からの相談支援など

ウ 資料整理関係

文化財情報公開のためのデータ作成・入
力、館蔵資料の写真撮影、館蔵図書の整
理、収蔵品等の補修・整理、展示具（写真
パネルを含む）の整理・台帳登録、資料の
貸し出し・閲覧の補助など

エ 館内環境整備関係

体験広場周辺の環境整備支援など

b 活動形態

ボランティアは主に活動する曜日を決め、曜日ごとの班を組織し活動する。活動分野・時間帯については、月ごとにボランティアから翌月の活動予定を提出してもらい、ボランティアから提出された予定をもとに館で作成した活動配置表によって活動する。

活動時間は、活動日の午前（9:00～13:00）もしくは午後（12:30～16:30）の4時間を単位とする。年間の活動回数に関しては特に定めず、各人の可能な範囲で活動してもらう。

(6) 登 録

ボランティア登録希望者に対して活動内容等に関する説明を行う登録前オリエンテーションと面談を年1回実施し、登録前研修を受講した者を当館ボランティアとして登録する。

〈ボランティア募集要項概要〉

募集主体：(財)福島県文化財センター白河館
応募資格：無償で参加可能な満15歳以上（中学生を除く）の健康な方

募集方法：4～9月を広報期間として公募する。

募集人数：当面のボランティア登録者の上限をおおむね100名程度とする。

申込み受付時期：年1回を原則とし、9月1～30日を申込み期間とする。

登録期間：登録期間は1年とし、希望者は登録更新することができる。

登録月日：毎年4月1日とする。

(7) ボランティア研修

ボランティア登録者を対象に登録後も活動に必要な知識・技能などを学ぶための研修を活動内容や習熟度に応じて実施する。

それぞれの研修修了者には認定証を交付し、研修成果が生かせる活動を担当してもらう。

a 一般研修

ボランティア登録前及び登録後に実施する、展示解説と体験学習に係る基礎的な研修を総括して一般研修という。一般研修の修了者には、主に館内案内・館内ツアー引率（職員の補助を伴う）・来館者引率（職員の補助を伴う）・収蔵資料の整理などの分野で、職員の補助を伴いながら案内・解説活動・その他の活動を担当してもらう。

b 専門研修

ボランティア登録・研修年間計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
次年度募集広報	←					→						
申込み受付						↔						
登録前オリエンテーション・面談							↔					
新規登録	↔											
一般研修	←			登録後				登録前				→
専門研修・特別研修	←						→					

一般研修の修了者を対象に、展示内容等に関するより専門的な事項についての研修を実施する。専門研修の修了者には、各展示室及び野外展示施設における展示解説や館内ツアーなど、展示解説を中心とした活動を職員の補助なしで担当してもらう。

c 特別研修

一般研修の修了者を対象に、体験学習プログラムなどの技能系事項に関するより専門的な研修を実施する。特別研修の修了者には、体験学習棟・野外展示施設など、主に野外展示施設を利用した体験学習活動を職員の補助なしで担当してもらう。

d 自主研修

当館ボランティアが自主的に研修を行う場合には、館活動と調整のうえ当館職員を講師として派遣する。

(8) ボランティア受け入れ体制の整備

a ボランティアルームの設置

ボランティアの活動拠点としてのボランティアルームを設置する。

b 登録証明書の発行

ボランティア登録者に、ボランティア登録証を発行する。

c ユニフォームの貸与

ボランティア登録者に、ユニフォームを貸与する。

d ボランティア保険への加入

活動中の事故に備え、当館の負担でボラン

ティア保険に加入する。

e その他の経費

当館のボランティア活動は原則として無償とするが、活動に必要な費用のうち資料作成のための材料など、ボランティア個人と当館の間で金銭の授受が伴わないものに関しては、当館が負担する。

f ボランティア活動記録

当館でボランティア活動を実施した実績に関しては、館の正式記録として保存するが、ボランティアの個人情報に関しては非公開とする。これらの記録に基づき、学校や職場に対する活動証明、進学・就職の際に必要な活動証明などを発行する。

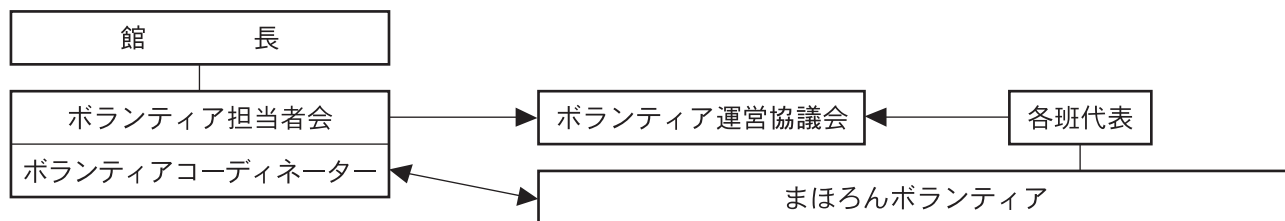
(9) 組織

ボランティアの自主的運営に関して話し合う場として、ボランティア全員で構成するボランティア全体会を設けるとともに、ボランティア代表者と館職員で構成するボランティア運営協議会を設置して、館とボランティアとの連絡調整を行う。

(10) ボランティア運営協議会の設置

ボランティアの意見や要望を館の運営に反映させたり、館の要望などをボランティア活動に反映させるために、ボランティアと館で調整を行うボランティア運営協議会を設置する。

組織図



※基本的に曜日ごとに班を編成し、班単位で活動する。

(11) ボランティア担当者会およびボランティアコーディネーターの配置

ボランティアと館との連携を密にするために、各課にボランティア担当職員を置き、ボランティア担当者会を設置する。教育普及課にボランティアコーディネーターを1名配置し、ボランティア担当者会とボランティアの窓口とします。

ボランティアは、ボランティアコーディネーターを通して、館からの活動依頼等を受けるような形になる。

(ボランティアコーディネーターの役割)

○ボランティアを通して地域のニーズを館の

運営に反映させるとともに、職員との相互啓発によって、館活動の活性化を促す。

○ボランティアからの意見及び活動内容に対する要望などを受けて館と調整を行う。

○職員との役割分担を明確にし、ボランティア活動を有効に展開できるようにスケジュールおよび活動場所等の調整を行う。

(12) 既存ボランティアとの連携

すでに活動の実績を有する地域のボランティア団体等との連携・交流を図りながら、当館ボランティアの資質向上および当館活動の活性化を図る。

コラム 2

天然の冷蔵庫？

まほろんの収蔵庫には、大型の送風機以外は空調設備がついていません。白河市は、福島県内でも標高が高く、冬の寒さが厳しいことでも知られています。

遺物の引っ越しをした平成13年の冬は、タイミング悪く例年にならぬ寒波にみまわれました。収蔵庫の中は氷点下4度位まで下がり、収蔵庫は超大型の天然の冷蔵庫と化しました。



第4章 親しまれる施設をめざして

1 愛称募集

(1) 公募

平成11年5月、福島県教育委員会は、福島県文化財センター白河館（仮称）の愛称を、下記の要領で一般公募することとした。

福島県では、白河市白坂に平成13年夏開館を目指して、「福島県文化財センター白河館（仮称）」の整備を進めております。

この施設は、埋蔵文化財の収蔵保管、研修、教育普及、展示、野外体験等を行う公開施設で、県民に親しまれ、県民に利用しやすい施設であることが望まれます。そこで、施設の内容がすぐに理解でき、覚えやすく、県民に親しまれる愛称を募集いたします。

併せて、この施設の内容について県民に広報し、開館後の利活用の促進を図ります。

【応募資格】

どなたでも応募できます。

【応募方法】

作品はハガキ1枚に作品1点とし、作品に簡単な説明を添え、住所・氏名・年齢、児童・生徒の場合は学校名・学年を明記して、【応募先】までお送りください。

（作品は自作・未発表のもので、1人何点でも応募できます。）

【応募先】

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁文化課
電話 024-521-7743

【募集期間】

平成11年6月1日（火）～8月31日（火）
（当日消印有効）

【選考】

教育委員会で選考します。

【発表】

平成11年11月末日までの入賞者に通知し、発表します。

【入賞】

- ・最優秀賞 1点 （賞状及び副賞10万円）
- ・優秀賞 3点 （賞状及び副賞1万円）

ただし、入賞者が児童・生徒の場合は、副賞は図書券とします。

* 該当者多数の場合は、抽選で決定します。

【その他】

応募作品は返却しません。入賞作品の著作権は、福島県に帰属します。

なお、入賞作品を補作して使用する場合があります。

■問い合わせ先

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁文化課文化財センター整備班
電話 024-521-7743

(2) 応募状況

① 応募総数

3,841点
（女性1,608点 男性2,233点）

② 応募内訳

- ・北は北海道から南は沖縄県、さらに海外からも4点の応募があった。
- ・4歳から88歳までの各世代から応募があった。

③ 地域別集計

ア 福島県（501点 13.1%）
イ 東京都（433点 11.3%）
ウ 大阪府（294点 7.7%）

* 東北地方より関東地方からの応募者が多かった。

④ 年代別集計

ア 30歳代（966点 25.2%）
イ 40歳代（844点 22.0%）
ウ 20歳代（623点 16.2%）
エ 50歳代（578点 15.1%）

* 20～60歳代までで、約90%となる。

(3) 選考状況

選定に際しては、(1)覚えやすく、県民に親しまれる名称、(2)施設の内容が理解しやすい名称という2点を基準とした。教育庁内で集計・整理を行い、平成11年11月の定例教育委



愛称入賞者のみなさん

前列右から、小松さん、八島さん、金子さん、
前田さん、後列右から杉原教育長、佐藤知事、
鈴木さん、鈴木さん保護者

員会で最終決定した。定例記者懇談会において、知事から愛称決定が発表され、11月29日、福島市の杉妻会館にて表彰式を行った。

(4) 選考結果

① 最優秀賞

作品名 「まほろん」

応募者 栃木県佐野市 金子 庸三さん
選定理由

ア 「まほろば」と「ロマン」という意味を持つ言葉で、「まほろば」は「真秀（まほ）ろば」の意味で、「大和は国のまほろば」（『古事記』）と言うように、「すぐれたよいところ」を意味する。それに「ロマン」は、「古代ロマン」や「歴史ロマン」と使われるように「憧れを満たす」意味があり、全体として「（歴史への）憧れを満たす、すぐれたよいところ」となり、本施設の意義を簡潔に表現していること。

イ 語感が軽やかで、柔らかく、小中学生にも親しまれる、覚えやすい印象で、ひらがな表記であることが、より一層「暖かさ、優しさ」を醸し出していること。

ウ 本施設は小中学生を主な対象とした

文化財の展示や体験学習などを行う施設であり、県民の中でもとりわけ、児童・生徒に親しまれる施設であることが望まれる。その意味で、小中学生にも覚えやすい愛称は、本施設にふさわしいこと。

② 優秀賞

・作品名 「あるけお」

応募者 千葉県 八島 雅彦さん

・作品名 「歴史の森」

応募者 千葉県 前田 純一さん

・作品名 「あるとぴあ」

応募者 栃木県 小松 章さん

③ 特別賞

県内からの応募者のうち、小中学生の作品に独創的な作品が少なくなく、その創造性を惜しむ声が多く、今回特に教育長表彰として「特別賞」を設けて、その中で最も優れた作品1点を、顕彰することとした。

作品名 「ムカシわあるど」

応募者 福島県白河市 鈴木久美子さん
(白河市立五箇中学校3年)

2 シンボルマーク・ロゴマークの決定

県は、決定した愛称「まほろん」に基づき、シンボルマーク及びロゴタイプの製作を、会津若松市在住の画家・デザイナー久家三夫氏に委託し、下図のとおり決定して、平成12年3月15日に発表した。

(1) シンボルマーク

ア 人間の顔と縄文土器をモチーフにして構成しており、全体に太線を用い、力強い印象を与える。

イ 上部の折線は原始・古代からのメッセージ、「まほろん」から外部への情報発信を意味する。

ウ 渦巻き状の文様は土器に見られる文様をデザイン化したもので、「過去と現在」

「死と再生」など二つの世界を行き来する観念の世界を意味する。

エ 赤は火と人間の情熱、淡い茶色は大地と土器、目の青は理想と平和を目指す原始からの人間の姿勢を表わす。

(2) ロゴタイプ

ア 文字の深い緑は自然世界を表わし、シンボルマークと同時に使用して、自然と人間の調和を表現している。

イ 和文及び英文の2種類とも、視認性の高い字体で統一されている。



3 プレイベント

福島県文化財センター白河館（当時仮称）の開館に先立ち、広報活動の一環として、2回のプレイベントを行った。福島県教育委員会が主催し、白河市教育委員会、(財)福島県文化センター（現、(財)福島県文化振興事業団）が共催した。その詳細は以下のとおりである。

(1) 第1回プレイベント

名称：「福島県民の日記念事業 第1回県文化財センター白河館（仮称）プレイベント『親子で学ぶ縄文時代』」

日時：平成12年8月20日(日)13～15時

場所：白河市文化センター

（白河市中田140番地）

内容：児童、生徒向けの講演会と、歴史クイズを通して、「まほろん」がどのような機関をめざしているのかを周知することが目的であった。当日、主催者側は縄文時代から近世に至る各時代の衣装を着用した。また、「キビタン」「みなもん」が集客に一役買い、イベントの参加者数は約130人であった。

a 講演『縄文人をさがせ!』

講演会は、長野県長門町立考古・民俗資料館「原始・古代ロマン体験館」の学芸員、大竹幸恵（おおたけさちえ）氏にお願いした。大竹氏は、おもに小・中学生を対象に、体験学習を中心とした教育普及活動を進められている。講演会では、子供たちにもわかりやすい言葉、説明の仕方でお話いただいた。また、長門町は黒曜石の産地として有名だが、大竹氏が持参した黒曜石を自ら割ってみせたり、その破片の切れ味を試すなどのパフォーマンスも披露した。ステージ上には、出土した縄文土器が並べられ、参加した子供たちも、歴史に対する興味、関心を深めた様子であった。

b 『クイズ君も「まほろん博士」になろう!』

歴史に因んだクイズに対し、二人の助言者（まほろん博士）がまったく異なる解答を

し、どちらのまほろん博士の解答が正しいかを観客が当てるという形式で行われた。まほろん博士には、本間 宏（財）福島県文化センター文化財主査）と鈴木 功氏（白河市教育委員会主任学芸員）が扮した。荒木 隆（財）福島県文化センター主任学芸員）が、観客の意見を聞く会場リポーターをつとめた。

(2) 第2回プレイベント

名称：第2回県文化財センター白河館（仮称）プレイベント『みんなで昔の家を作ろう！』

日時：平成12年10月1日（日）13～16時

場所：県文化財センター白河館（仮称）体験広場（白河市字一里段地内）

内容：古代の道具を用いて、参加者に野外展示施設の製作をお手伝いいただくという企画である。開館後に行う体験学習の実験としての意味合いと、野外展示施設の製作に参加することで、「まほろん」への愛着を持ってもらいたいというねらいがあった。参加者はまず、講師の荒木 隆氏から原始、古代の建物について分かり易く解説を受けた後、慣れない作業に汗を流した。約150名が参加した。

a 「竪穴住居の屋根を葺く」

野外展示の「縄文時代の家」と「奈良時代の家」を担当された下郷町の茅葺き職人、玉川孔一（たまがわこういち）氏を講師にお招きした。玉川氏から茅の束ね方と縛り方を習い、茅屋根の基礎となる、「軒づけ」という作業を行った。

b 「石斧・鉄斧で木を切る」

復元した縄文時代の石斧と、奈良時代の鉄斧を用い、丸太を切ってその切れ味の違いを体感してもらった。参加者は徐々にヒートアップし、丸太がまっぴたつになるまで手を休めようとはしなかった。

c 「古墳の土を盛る」

「竹箕」で途中まで土盛りした「前方後円墳」の上に土を運び、「胴突」を使って土を突き固める体験をした。単調な作業にも関わらず、黙々と精を出す参加者の姿があった。



第2回プレイベント屋根葺き(1)



第2回プレイベント屋根葺き(2)



第2回プレイベント古墳の土を盛る



第2回プレイベント石斧・鉄斧で木を切る

4 教育普及品の開発

福島県文化財センター白河館は、文化財の収蔵・研修・教育普及を活動の大きな柱にしている。中でも県民と広く関わるのが教育普及活動である。展示品や展示の意図を反映させた物品を来館者に提供する活動も教育普及の一環である。福島県教育委員会は、設置目的の一つである文化財愛護意識の普及・啓発をより一層効果的なものとするため、平成12年度に教育普及品の開発を行った。開発は株式会社ミュゼに委託し、以下の点について配慮した。

- ・もともになった背景がわかる。
- ・グッズの形やデザインに正確な情報が入っている。
- ・もともになるものの品位をそこねないデザイン・アイディア・発見がある。
- ・正確な説明がある。
- ・グッズ化することや提供することが、白河館の目的に合致する。
- ・安全な素材や形状。

5 ミュージアムグッズの製作

(1) オリジナルグッズ

県教育委員会が平成12年度に委託して開発した教育普及品を参考に、白河館の管理運営を委託された(財)福島県文化振興事業団では、以下のミュージアムグッズを製作した。

メモパッド：土器文様、発掘シリーズ、双魚佩と各時代の子供をモチーフにしたキャラクターの4種類

ノート：中は野帳のように5mm方眼になっているもの1種類

スタンプ：写真で紹介した他に、縄文土器のひし形文様や弥生土器の渦巻文様のスタンプなど12種類

携帯ストラップ：赤と白の2色があり、双魚佩の飾りが付いている。

ピンズ：まほろんマーク（背景が金、銀）と双魚佩の3種

しおり：金属製で双魚佩型になっている。

マスコット、根付け：各1種

Tシャツ：あみだくじ発掘シリーズと双魚佩模様の2種

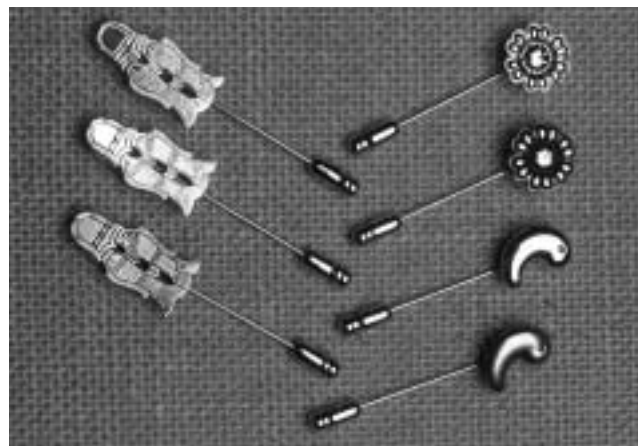
アクセサリー：ブローチ7種（双魚佩・勾玉・花文様）の他に同様仕様でネックレス、ピンズが各7種ある。

(2) ミュージアムショップの展開

国内で見られるミュージアムショップの経営方式は直営方式・テナント方式・外部販売委託方式の3つに大きく分けられる。テナント方式と外部販売委託方式の2つは、館の方針や収蔵資料から乖離した商品の販売に向かい、教育普及理念からの逸脱になる可能性がある。

そのため、教育的配慮のある正確な情報を有するミュージアムグッズを開発・販売する意味で、白河館では施設管理を委託された(財)福島県文化振興事業団の自主事業として実施することにした。

また、ショップでは、オリジナルグッズのほか、展示図録や体験学習用原材料なども取り扱うこととした。



ブローチ類

6 オリジナルチャイムとまほろんソング

白河館にはオープン後、多くの小学生や中学生が来館することが予想された。中でも平日には小学校を中心とした学校団体が中心を占め、休日は個人として児童、生徒達が来館すると考えられる。これらの児童、生徒は「学校」という日常を離れて、奇異なる「まほろん」という空間に移動して来るのである。いわば、子供達にとっては「ハレ」の場である。「ハレ」の空間から日常である「ケ」の空間へと意識が突然に引き戻されることは極めて悪い印象を与えることになりかねない。この点大いに注意を要し、配慮に努めることとした。

さて、白河館では特に団体観覧者を対象とする場合、屋内展示見学、野外展示見学、体験学習と時間を区切って移動しなければならない状況が多く生じることから、時報（チャイム）を全館放送にて流すこととした。しかし、建築設計に組み込まれている時報は「ウェストミンスター」「よろこび」他全て学校で用いているチャイムと同様なものであった。学校用の放送設備と同様のものを組み込んでいるのであるから当然であるが、「まほろん」見学中にこのチャイムが流れれば、児童、生徒達の意識は否応なく「学校」に引き戻され、まほろんを学校の延長と認識することによってマイナスの効果を与えてしまうと予想された。

一方、「まほろん」独自のチャイムを創作すれば、耳からも「まほろん」を認識することができ、施設のイメージを高めると共にイメージを定着させる効果があり、更には音楽というジャンルと歴史というジャンルの橋渡しにも一役かうことができる。「親しめる」という点では高い効果が期待されることとなる。

このような理由で「まほろん」のオリジナルチャイムの必要性が是認されたのである。

オリジナルチャイム制作は(株)オリエンタルエージェンシーに委託した。

開館時及び1時間毎の定時のチャイム1種と閉館案内放送のバックに流れるチャイム1種の併せて2種を制作することとした。

オリジナルチャイムであれば当然ながら曲が必要である。親しまれる「まほろん」のイメージに合致したものという条件を提示し、アップテンポの曲（定時チャイム）とバラード調の曲（閉館時チャイム）の2曲を新たに制作することになった。原曲となるものなので子供達が口ずさめるよう歌詞も付けるようにした。受託業者からの提案を受けて、原曲の作者はフルール・ブルーというグループに決定した。この結果、フルール・ブルー作詞作曲「ろんろんまほろんーまほろんシュツドーのテーマ」と、同じく「月夜のまほろん」という2曲が出来上がり、これをチャイムにアレンジして放送設備に組み込んだ。

ろんろんまほろんーまほろん・シュツドーのテーマ

作詞・作曲：フルール・ブルー

♪ = 141

ろんろんまほろんーまほろんシュツドーのテーマ

作詞・作曲：フルール・ブルー

第4章 親しまれる施設をめざして

月夜のまほろん

作詞・作曲：フルール・ブルー

[illegible]

ろんろんまほろん シュツドーまほろん
踊りだす遮光器土偶
ろんろんまほろん シュツドーまほろん
踊りだす遮光器土偶

ひとり暗やみの人面土器
まほろんの最初の住人
華たく出土したけれど
仲間を思いだして
月の夜 いつもあそんでた草原の
あの子にとけ ナゾの信号送りだす
ろんらんまほろん シュツドーまほろん
野山こえ呼び声が不思議にこだまする
ろんらんまほろん シュツドーまほろん
伝説のぼら穴に光がさしてくる
何かがうごく きこえる

月に照らされ次々に
出てくる仲間の土偶
手に手に出土の証明書
まぼろんめざし進む
出遅れた円筒埴輪が猛ダッシュ
あの子も歌う ごきげんな夜のお散歩
ろんろんまぼろん シュツドーまぼろん
躊躇する土偶が手をふり飛びはねる
ろんろんまぼろん シュツドーまぼろん
びゅんびゅんに飛び交う木箱に氣を付けろ
岩偶バトロールも お手上げ

ろんろんまぼろん 仲間の楽園
七色の勾玉ガラス玉
ろんろんまぼろん 嬉しいまぼろん
躊躇いだす遮光器土偶
まぼろんの空にかかる虹が
みんなの再会祝つてるよ

[illegible]

月がきれいだね 埴輪が歌ってる
 時のずっともこうの歌を
 やさしい夢みてるような
 まぼろしを包む月明かりが
 土器を照らし土偶に注ぐ
 きっとこんな風に 音を奏でて
 過ごしてただね
 思い出を復元してみる

草を渡ってく 地平のメッセージ
石膏の匂いする部屋で
窓の外を眺めてみる
まろろの池に浮ぶ月
土器の模様なぞったみたい
きつとこんな風に 呼びかけあって
過ごしてんだね
目をとじれば声がきこえる
きつとこんな風に 音を奏でて
過ごしてんだね
目をとじれば声がきこえる
きつとこんな風に 音を奏でて
過ごしてんだね
目をとじれば声がきこえる
目をとじれば声がきこえる

第5章 竣工後の開館準備

1 入 館 料

福島県文化財センター白河館の運営に関わる事項の中でも入館料の取り扱いについては、幾度となく議論調整がなされ、最終的に無料とすることになった。一般的に、多くの博物館や資料館では観覧料を有料として、館の運営費に当てているのであるが、白河館については、国民共有の財産である文化財についての理解を深め保護の意識の高揚を図る意味からも、また、白河館の利用者を子どもから大人までの広い範囲に求める意味からも、観覧料という垣根を取り払い、来館利用の拡大を図っていくことの必要性を考慮し、入館無料の方針がとられた。

2 管 理 委 託

福島県教育委員会は、「地方自治法第244条第1項の規定に基づき、文化財を保管し、又は活用することにより、県民の文化の振興に資する」という、福島県文化財センター白河館の設置の目的を効果的に達成するため、民法第34条に規定する法人であって知事が指定するものにその管理を委託することにした。

福島県教育委員会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間で、開館記念式典、開館記念行事、その他の開館準備業務及び開館後の管理運営業務等について財団法人福島県文化振興事業団（旧 財団法人福島県文化センター）に委託した。

3 職員配置と分掌事務

福島県教育委員会の委託を受け、財団法人福島県文化振興事業団では、文化財センター白河館を置き、管理運営等の業務を開始した。館の業務を処理するために、総務管理課、研修課、教育普及課の3課を置き、24名の職員が配置された。内訳は、館長（非常勤副理事長）、副館長兼総務管理課長（以下常

勤）のほか総務管理課3名、研修課5名、教育普及課7名、アテンダント5名及び臨時事務補助員2名の体制である。

各課の分掌事務は、以下のとおりである。

〈総務管理課〉

- 白河館の管理運営に関すること
- 文書の収受、発送及び保存に関すること
- 公印の管理に関すること
- 職員の服務及び福利厚生に関すること
- 予算の執行に関すること
- 現金及び物品の出納保管に関すること
- 物品の販売等に関すること
- 出土文化財の収蔵、登録及び管理に関すること
- 埋蔵文化財に関する文献等資料の収蔵、登録及び管理に関すること
- 埋蔵文化財に関する発掘調査記録、図面、写真及び映像資料の収蔵、登録及び管理に関すること
- 収蔵資料の利用に関すること
- 考古資料の保管に係る調査及び研究に関すること
- その他いずれの課にも属しない事務に関すること

〈研 修 課〉

- 埋蔵文化財発掘調査についての研修に関すること
- 埋蔵文化財発掘調査報告書の作成研修に関すること
- 無形の文化財調査についての研修に関すること
- 研修に係る調査及び研究に関すること
- その他研修に関すること

〈教育普及課〉

- 埋蔵文化財に関する資料の収集及び提供に関すること
- 文化財の公開及び展示に関すること
- 体験学習に関すること
- 文化財保護に関する普及啓発に関すること

- 文化財に関する相談等に関すること
- 文化財に関する各種催事に関すること
- 文化財についての情報発信に関すること
- 情報機器及びシステムの管理に関すること
- ボランティアに関すること
- 文化財の活用に係る調査及び研究に関すること
- その他文化財についての普及に関すること

4 運営協議会

財団法人福島県文化振興事業団組織及び運営管理に関する規則第8条の規定に基づき、福島県文化財センター白河館の運営に資するため、館長の諮問機関として福島県文化財センター白河館運営協議会を設置することとした。運営協議会は、白河館の運営に関し、館長の諮問に応じ、各種事業等の企画実施について審議するもので、委員6名以内をもって組織することとしている。

平成13年度は次の6氏を委員に選任し、6月29日に第1回運営協議会を開催して、各事業計画等に対する意見・指導を受けた。

会長 岡田茂弘 副会長 渡邊一雄
委員 遠藤 毅、金子誠三、本木光史、
山崎京美

5 来館者への対応

4月から7月までの開館準備期間中には、知事による視察をはじめ、教育庁関係者、県出先機関や校長会等の教育関係機関等による視察が相次いだ。基本的に、視察については副館長ほか各課長が対応したが、必要に応じて各課担当者が臨機に対応した。

7月5日には、報道機関を対象として、白河館の基本理念・運営方針を周知するため、施設の報道公開を実施した。当日は、白河市立白河南部中学校全校生徒による施設体験も実施し、各報道機関には生徒達の体験学習風



白河南部中学校の施設体験



報道公開（館概要の説明）

景もあわせて公開した。

南部中学校生徒82名による施設体験は、開館後に予定される団体利用者への対応を円滑に進めるための諸情報の収集と職員研修とを兼ねて実施した。学年単位で編成した3班を、教育普及課の学芸員とアテンダントのペア3組がそれぞれ担当し、屋内展示見学、野外展示施設見学、体験学習（勾玉づくり）の活動を40分単位のローテーションで展開した。中学生の活動ということもあり、体験学習は、ほぼ計画に沿った時間内で終わることができた。

7月7日には白河市立白河第五小学校の第3学年以上の児童135名による施設体験を実施した。各学年を基本とした上学年2班と中学年2班の4班に編成し、上学年の児童については南部中学校と同様のローテーションを組んで、教育普及課の学芸員とアテンダントのペアが担当して展示見学と体験学習の活動を

展開した。中学年の児童は展示見学のみとし、活動時間帯を上学年とずらしたり見学導線を重複しないようにしたりして円滑な活動を提供できるよう工夫した。小学生の場合、高学年でも体験学習に予定していた時間内で作品を完成させることは難しかった。

小学生、中学生の発達段階の違いが、展示見学や体験学習の展開を大きく左右することが現実として確認できたことで、開館後に利用いただく多様な団体への対応についての方角性をつかむことができた意義は大きい。

白河館の常設展示は、出土資料と復元資料との並列展示を基本とした「小学生にわかる展示」を心がけてきた。従って、来館者に対する職員による日常的な展示案内・解説は行わず、自由に観覧してもらうことを原則として対応することにした。しかし、団体対応の中での案内・解説については、希望に応じて随時対応することにし、個人での来館者に対しても求めがあれば可能な範囲で対応していくことにした。この様な展示案内・解説については、開館後のしばらくの間は、教育普及課の学芸員とアテンダントがペアを組んで対応することにするが、将来的には主としてアテンダントでできるようにしていきたい。

また、ボランティアのうち一定の研修を修了した人、経験をつんだ人には、学芸員やアテンダントとペアを組んで、あるいは単独で案内や解説の活動をしてもらうことも予定している。



体験学習のようすをテレビ局が取材



野外展示の見学

福島県文化財センター白河館開設準備関係者一覧

〔平成 6 年度〕			文化財主査	大平 好一	青山 博樹		
教育長	新妻 威男		文化財主査	佐藤 耕三	学芸員 高橋 満		
教育次長	渡邊 専一		副主査	菊地 英喜	○(財)福島県文化センター遺跡調査課		
教育次長	井上 俊郎		副主査	成田 稔	文化財センター準備班		
文化課長	斎藤 和也		〔平成10年度〕				
主幹兼課長補佐	戸浪 正孝		教育長	杉原 陸夫	専門文化財主査 鈴鹿 良一		
・文化財保護係			教育次長	五十嵐直樹	文化財主査 石本 弘		
主任主査兼係長	斎藤 敏明		教育次長	斎藤 和也	文化財主査 吉田 功		
専門文化財主査	尾形 秀重		文化課長	大塚 孝	文化財主査 藤谷 誠		
主査	渡部 洋子		主幹兼課長補佐	村田 一廣	主任学芸員 荒木 隆		
副主査	高根 修		・文化財センター整備担当		文化財主事 奥山 誠義		
文化財副主査	荒木 隆		主任学芸員	森 幸彦	〔平成13年度〕		
・遺跡班			文化財主査((財)県文化センター併任)	飯村 均	教育長	高城 俊春	
専門文化財主査	西間木 薫			菊地 英喜	教育次長	斎藤 幸夫	
専門文化財主査	日下部善己		副主査		教育次長	富田 孝志	
文化財主査	村木 亨		〔平成11年度〕			文化課長	小平 良男
文化財主査	小林 雄一		教育長	杉原 陸夫	主幹兼課長補佐	滝田 勝久	
〔平成 7 年度〕			教育次長	五十嵐直樹	・文化財センター整備チーム		
教育長	新妻 威男		教育次長	古市 孝雄	主任主査	野地 弘治	
教育次長	藤川 光紀		文化課長	大塚 孝	文化財主査((財)県文化振興事業団併任)	飯村 均	
教育次長	杉原 陸夫		主幹兼課長補佐	村田 一廣	文化財主査((財)県文化振興事業団併任)	本間 宏	
文化課長	斎藤 和也		・文化財センター整備担当		副主査	浅野 和明	
主幹兼課長補佐	渡辺 三紘		主任主査	鈴木 洋一	学芸員((財)県文化振興事業団併任)	大山 孝正	
・遺跡班			主任学芸員	森 幸彦	○(財)福島県文化振興事業団		
専門文化財主査	日下部善己		文化財主査((財)県文化センター併任)	飯村 均	福島県文化財センター白河館		
専門文化財主査	木本 元治			菊地 英喜	館長	藤本 強	
文化財主査	村木 亨		副主査		副館長兼総務管理課長	今泉 忠廣	
文化財主査	小林 雄一		文化財主事((財)県文化センター併任)	今野 徹	教育普及課長	村木 亨	
〔平成 8 年度〕			〔平成12年度〕			研修課長心得	鈴鹿 良一
教育長	渡邊 貞雄		教育長	高城 俊春	主任学芸員	松本 茂	
教育次長	藤川 光紀		教育次長	古市 孝雄	主任学芸員	森 幸彦	
教育次長	杉原 陸夫		文化課長	星 本文	主任学芸員	吉田 功	
文化課長	大槻 忠		主幹兼課長補佐	滝田 勝久	主任学芸員	藤谷 誠	
主幹兼課長補佐	渡辺 三紘		主幹	今泉 幸一	主任学芸員	荒木 隆	
・遺跡班			・文化財センター整備班		主任学芸員	鎌水 実	
専門文化財主査	日下部善己		主任主査	野地 弘治	主任学芸員	福島 稔	
専門文化財主査	木本 元治		専門学芸員	木本 元治	主任学芸員	白坂 吉見	
文化財主査	大平 好一		文化財主査((財)県文化センター併任)	松本 茂	主査	今野 徹	
文化財主査	小林 雄一			森 幸彦	副主任学芸員	青山 博樹	
副主査	菊地 英喜		主任学芸員	飯村 均	学芸員	高橋 満	
〔平成 9 年度〕			文化財主査((財)県文化センター併任)	白坂 吉見	学芸員	伊藤 典子	
教育長	杉原 陸夫		主査	浅野 和明	主事	枝松雄一郎	
教育次長	長谷川文夫		副主査	今野 徹			
文化課長	大塚 孝		文化財主事((財)県文化センター併任)				
主幹兼課長補佐	村田 一廣		文化財主事((財)県文化センター併任)				
・遺跡班							
専門文化財主査	日下部善己						
専門文化財主査	木本 元治						

付 編 条例・規則・事業費

福島県文化財センター白河館条例

(平成13年3月27日福島県条例第43号)

(設 置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条第1項の規定に基づき、文化財等を保管し、又は活用することにより、県民の文化の振興に資するため、福島県文化財センター白河館（以下「白河館」という。）を設置する。

(位 置)

第2条 白河館は、白河市白坂字一里段86番地に置く。

(業 務)

第3条 白河館において行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 考古資料の保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示に関すること。
- (2) 文化財に関する講演会、講習会等の開催に関すること。
- (3) 文化財等を活用した体験学習の実施に関すること。
- (4) 文化財に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 文化財に関する調査、研究を担当する市町村等の職員の研修に関すること。
- (6) 考古資料の保管及び文化財の活用に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(遵守事項)

第4条 白河館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 白河館の施設、附属設備、展示品等をき損し、又は汚損しないこと。

- (2) 物品を販売し、又は頒布しないこと（教育委員会の許可を受けた場合を除く。）。
- (3) 館内において、展示品の模写、模造、撮影等を行わないこと（教育委員会の許可を受けた場合を除く。）。
- (4) 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。
- (5) 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上教育委員会が指示する事項（入館の規制等）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命じることができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 白河館内の施設、附属設備、展示品等をき損し、又は汚損するおそれのある者
- (3) 館内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者（使用料の不徴収）

第6条 白河館の使用料は、徴収しない。（管理の委託）

第7条 教育委員会は、白河館の設置の目的を効果的に達成するため、民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人であって知事が指定するものに対し、その管理を委託することができる。

2 前項の規定による管理の委託は、同項の知事が指定する法人と教育委員会との協議により、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

- (1) 委託する施設の名称、位置、構造及び規模
- (2) 委託の年月日
- (3) 管理の方法
- (4) 委託の条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委託に関し必要な事項

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、白河館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

福島県文化財センター白河館条例施行規則

(平成13年3月27日福島県教育委員会規則
第3号)

(休館日)

第1条 福島県文化財センター白河館（以下「白河館」という。）の定期の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。
- (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

(開館時間)

第2条 白河館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(文化財等の特別利用)

第3条 白河館が保管している文化財等を学術上の研究その他の目的のため特に利用しようとする者は、教育長の承認を受けなければならない。

(委 任)

第4条 この規則に定めるもののほか、白河館の管理その他この規則の施行に関し必要

な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、福島県文化財センター白河館条例（平成13年福島県条例第43号）の施行の日から施行する。

事業費

1 福島県文化財センター白河館整備事業費年次別推移

(1) 年次別事業費

平成9年度以前	60,371千円
平成10年度	517,917千円
平成11年度	793,843千円
平成12年度	1,744,831千円
平成13年度	183,663千円
合 計	3,300,625千円

(2) 事業別事業費

建築事業費	2,690,848千円
公有財産購入費	222,095千円
その他の経費	387,682千円
合 計	3,300,625千円

(3) 財源内訳

福島県文化財センター白河館整備事業は福島県の単独事業として行われた。平成10年度から、全事業費の内2,896,075千

円が地域総合整備事業債の対象事業となる。

また、平成12年度には、屋外環境整備（植栽）工事が財団法人日本宝くじ協会の対象事業として整備された。

2 平成13年度福島県文化財センター白河館の予算

(1) 管理運営業務

人件費	136,602千円
管理運営費	89,866千円
資料管理・情報発信事業	1,217千円
研修事業	1,842千円
体験学習事業	4,008千円
常設展示	10,774千円
企画展事業	15,363千円
ボランティア事業	1,457千円
消費税額	13,056千円

(2) 開館準備業務

開館準備業務	16,278千円
消費税額	814千円

執 筆 分 担

第1章	鈴鹿 良一
第2章	文 化 課
第3章 1(1)～(2)、(3)a・b	森 幸彦
第3章 1(3) b	青山 博樹
第3章 2	今野 徹
第3章 1(3) c、3	高橋 満
第3章 4	今野 徹
第3章 5	藤谷 誠

第3章 6	吉田 功
第3章 7	松本 茂
第3章 8	荒木 隆
第4章 1、2	文 化 課
第4章 3	今野 徹
第4章 4、5	枝松雄一郎
第4章 6	森 幸彦
第5章	村木 亨

福島県文化財センター白河館
年報 2001

平成 14 年 3 月 31 日発行

編集 財団法人福島県文化振興事業団

福島県文化財センター白河館

〒 961-0835 白河市白坂字一里段 86

<http://www.mahoron.fks.ed.jp/>

発行 福島県教育委員会

〒 960-8670 福島市杉妻町 2 - 16

印刷 陽光社印刷株式会社

表紙デザイン：久家三夫

